

令和元年 第3回

身延町議会定例会会議録

令和元年9月 3日 開会

令和元年9月13日 閉会

山梨県身延町議会

令和元年

第3回身延町議会定例会

9月3日

令和元年第3回身延町議会定例会（1日目）

令和元年9月3日
午前9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 認定第1号 平成30年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 報告第5号 平成30年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第6 議案第61号 身延町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第62号 身延町職員給与条例及び身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第63号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第64号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第65号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第66号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第67号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第68号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第69号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 同意第12号 身延町教育委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第13号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 同意第14号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第18 同意第15号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第19 同意第16号 身延町公平委員会委員の選任について
- 日程第20 発委第1号 身延町議会基本条例の制定について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(23人)

町	長	望月幹也	代表監査委員	渡邊吉彦
副町	長	笠井祥一	教育長	保坂新一
総務課	長	村野浩人	会計管理者	穂坂桂吾
企画政策課	長	高野博邦	交通防災課長	千頭和康樹
財政課	長	遠藤基	税務課長	小笠原正人
町民課	長	望月融	福祉保健課長	熊谷司
観光課	長	佐藤成人	子育て支援課長	大村隆
産業課	長	内藤哲也	建設課長	望月真人
土地対策課	長	伊藤天心	環境上下水道課長	水上武正
下部支所	長	望月由香里	身延支所長	鈴木利規
学校教育課	長	伊藤克志	施設整備課長	羽賀勝之
生涯学習課	長	深沢教博		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名（2人）

議会議務局長 佐野和紀
録音係 深沢泉

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

秋の気配が次第に色濃くなってまいりましたが、まだまだ暑い日が続いております。

議員各位、ならびに町長をはじめ執行部各位には、令和元年第3回身延町議会定例会にご出席いただき心から御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案は、いずれも重要な内容を有するものであります。

議員各位には慎重な審議、ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

1番 伊藤雄波君

2番 伊藤達美君

3番 望月悟良君

を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から9月13日までの11日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月13日までの11日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から上程されております案件はお手元に配布のとおり認定1件、報告1件、条例案6件、補正予算案3件、同意5件の計16案件、また身延町議会基本条例策定特別委員会委員長から条例案1件が提出案件となっております。

これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

また、今定例会までに受理した請願書は、お手元に配布しました請願文書表のとおりです。

請願は所管の教育厚生常任委員会に付託しますので、審議をお願いいたします。

次に6月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元に配布により報告としますので
ご了承願います。

次に身延町議員合同県外視察研修を6月26日・27日に行いました。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長から報告書が提出されています。
代表して上田孝二総務産業建設常任委員長から報告をお願いします。

上田孝二君、登壇してください。

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

それでは報告させていただきます。

令和元年8月20日

身延町議会議長 柿島良行殿

総務産業建設常任委員会委員長 上田孝二
教育厚生常任委員会委員長 野島俊博

身延町議会議員合同県外視察研修報告

1. 研修日程 令和元年6月26日（水）から27日（木）
2. 研修場所 愛知県大口町、日進市
3. 参加者 16人（議員14人、事務局2人）
4. 研修内容 大口町 大口町議会
議会活性化の取り組みについて
（議会基本条例について）
日進市 社会福祉法人ポレポレ
障がい者社会福祉事業について

1日目は愛知県大口町に研修いたしました。

議会基本条例は、議会のあるべき姿について徹底した議論を行い、ルールを定めるとともに
実践し、積極的に町民へ情報発信することによって、町民と協働のまちづくりを推進し、また
議会の意思決定における説明責任を果たすために定めるものである。

研修では、議会活動の方向性の明確化、議会の透明性の確保といった議会の活性化策などが
紹介され、議会の活動内容、また議会改革の推進に向けた取り組みが参考になった。

本町議会が抱える議会改革に対し、先進的な大口町での研修の成果を活かし、議員全員が同
じ認識を再確認するとともに、議会改革への取り組みをより一層推進していきたいと感じた。

2日目は愛知県日進市、社会福祉法人ポレポレを研修いたしました。

（所感）

「社会福祉法人ポレポレ」における各種事業について、地域を巻き込んで行う事業展開に対
し、事業者の惜しみない努力を伺うことができた。

また、「一人ひとりにあった環境が用意できない」「職員が集まらない」などの苦労話や各種
の活動が「地域に溶け込んでいけるのか」など、コミュニティとの共生が必要不可欠である話
なども拝聴することができた。

本町でも進められている「地域の支え合い運動」にも関連する内容であり、今後も障がい者
と地域が共生するまちづくりを推進していく必要性を考えさせられた研修であった。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君、自席にお戻りください。

身延町議員合同県外視察研修の報告が終わりました。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

改めまして、皆さんおはようございます。

議長より許可をいただきましたので、開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに令和元年身延町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには全員のご出席をいただき、お礼を申し上げます。ありがとうございます。

7月から8月にかけて列島に相次いで台風の到来がありましたが、中でも非常に大型となった台風10号は8月15日から16日の未明にかけて山梨県にも被害をもたらしました。

幸いにも身延町においては大きな被害もなく安堵した次第であります。西日本を中心とした集中豪雨により河川の氾濫や浸水害、土砂災害等が発生し、死者やケガ人が相次ぐなど甚大な災害となりました。

お亡くなりになられた方々に対しまして、心からご冥福をお祈り申し上げますとともに被災されました方々に対しまして衷心よりお見舞いを申し上げます。

さて私どもを取り巻く社会経済情勢は依然として厳しい状況が続いている中で、令和元年度の普通交付税が決定され、7月23日に県から公表がされました。

本町の普通交付税額は平成30年度と比較して1億1,095万6千円少ない38億2,898万2千円でありました。

主な減額要因としては、需要の面では人口を基本として算定する保健衛生費が人口減少に伴い減少するとともに元利償還金や起債同意額に基づき算定する公債費の減少などに加え、5年目の最終年度を迎えた合併算定替えの段階的縮減により2.8%の減額となっております。

歳入予算額の約半分を地方交付税が占める本町では、今後とも財政運営の健全化に努めていかなければと思う次第であります。

次に防災訓練についてであります。

去る9月1日の日曜日には、南海トラフ地震の発生を想定しての身延町防災訓練を各自主防災会、消防団等のご協力により実施したところであります。本年度は災害防災ボランティア未来会による避難所運営の勉強会、中部消防署による要配慮者の搬送講習、峡南地域防災リーダー養成講座など各自主防災組織代表が積極的に参加していただく中、多くの防災知識を事前に習得していただきました。

各地区の防災訓練では、この講演会などで学んだことを生かした訓練に多くの区民や関係者に参加をいただく中、町は身延町危機管理訓練として災害対策本部運営図上訓練、合わせて西嶋地区の住民にご参加をいただき、避難所運営訓練も実施したところであります。

万一災害が発生した場合、まず自分の身は自分で守るという自助、次に地域住民が力を合わせて地域を守るという共助が大切だと考えます。

住民一人ひとりが自分を、そして地域を守るために何ができるかを考えていただき、有事の際に機能する地域コミュニティを構築していただくことを合わせてお願いするところであります。

す。

町におきましても、備蓄食料や飲料水等の備蓄品の拡充を図るとともに町民の皆さまに向けて、さらなる防災意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

次に子どものインフルエンザ予防接種費用の助成についてであります。

本町の子育て支援の一層の充実を図ることを目的に、本年10月1日から生後6カ月から18歳以下のお子さんに対し、インフルエンザ予防接種費用の一部として1回の接種に対し2,500円を上限として助成を行うことといたしました。

次に保育料の無償化についてであります。

本年5月に子ども・子育て支援法の改正が行われ、10月1日から国の制度として3歳以上の子どもの保育料等を無償とすることが規定されました。しかし、これまで保育料に含まれていた副食費については無償化の対象とならず、別途徴収することとされています。

本町ではまち・ひと・しごと創生総合戦略の子育て支援策として、国の制度改正に先行して第2子以降の保育料無償化に取り組んでいたことから、今回の制度改正において無償化の対象とならない子どもに対しましても、子育て世代の経済的負担の軽減のため、すべての保育料等の無償化を実施することといたしました。

また、小中学校における給食費の無償化を実施しておりますことを鑑みて、副食費につきましても無償化を実施いたします。

次に三沢市之瀬間バイパスの早期着手についてであります。

県道市川三郷身延線、三沢市之瀬間バイパスの建設につきましては、旧下部町のころより要望活動を行ってまいりました。今年の3月3日に三沢市之瀬間バイパスを実現する会が設立され、短期間に1万人を超える方からの署名が集まりました。

その後、身延町議会第2回定例会におきまして請願書が提出され、6月14日の本会議において採択となり、これを受けて去る8月21日に私と議長、三沢市之瀬間バイパスを実現する会、依田会長の3名で県庁知事室にて直接、早期着手についての要望書を長崎知事に手渡してまいりました。

今後も早期着手に向けて要望活動を展開してまいりたいと考えております。

次に連携型中高一貫教育の実施状況についてであります。

本年度から正式導入いたしました身延高等学校との連携型中高一貫教育の関連事業として、夏休み中にはサマーセミナーと防災サマーキャンプが実施されました。サマーセミナーは7月31日から8月2日までの3日間、身延高校を会場として実施した学習会です。これは身延高校の教員が中学3年生の希望者に対して、国語、数学、英語、理科について過去の高校入試問題等を教材として既習事項、基本事項を指導していただいているものです。

高校受験前の追い込み時期に費用負担の心配なく受講ができる貴重な学習機会となり、身延中学校、南部中学校から58名の生徒が参加をいたしました。

防災サマーキャンプは、7月29日に静岡県常葉学園大学から講師を招いて開催され、地域との共同関連事業として南海トラフ地震に関する基礎学習を行い、地震発生時においてリーダーとして防災活動を推進していく意欲や知識を持った人材育成を目的としています。

身延中学校、南部中学校、身延高校から18名の生徒が参加をいたしました。ほかにも数学科の授業アシストなどの諸事業も順調に進んでいるところであります。

次に身延町総合文化会館の音響設備等更新工事についてであります。

去る8月5日の臨時会において、ご議決をいただきました総合文化会館の音響設備等更新工事につきましては、一般競争入札を8月30日に実施いたしました。

400席の客席を有するホールは、日頃より各種イベントのほか町民の皆さまに幅広くご利用をいただいております。舞台や各室の音響設備、映像設備、監視設備を更新、新設することにより、これから10年20年と本町の各種事業の会場として多くの皆さまにご利用いただけるものと考えております。

令和2年、来年3月には完成の運びとなる予定でありますので、設備の更新が完成いたしました折には、ぜひとも会館に足をお運びいただきまして、その音響を体験していただきたいと存じます。

次に学校施設の防犯対策についてであります。

学校は教育の場であると同時に児童生徒が一日の大半を過ごす生活の場でもあり、児童生徒の健全と安全に十分留意する必要があることはもちろん、豊かな人間性を育む潤いと安心のある快適な空間として整備し、維持する必要があります。

本年5月に川崎市で登校時に発生した事件は、校内で発生した事件ではありませんでしたが、これまでに予測することもできないような児童殺傷事件が発生したことは、記憶に新しいところであります。

この事件により町内の小中学校の防犯対策について、現地調査、施設点検を実施した結果、万一の事件・事故に備えて身延清稜小学校、身延小学校、身延中学校へ防犯カメラ設置の予算として総額952万7千円を計上いたしました。

なお、下山小についてはすでに設置済みでございます。

防犯カメラ設置により不審者の早期発見や校舎内への侵入を未然に防止するなど抑止力となり、児童生徒、教職員の安心感につながるものと考えます。

学校への防犯カメラ設置により防犯対策を推進するにあたり、施設整備における対策とともに教職員の意識向上を含めた学校の管理運営面での対応や学校と保護者や地域の関係機関との協力体制の確立などの取り組みが必要不可欠であり、関係者がそれぞれの立場、責任において継続的に取り組み、不断の努力を重ねることが必要であると考えます。

次に合併15周年記念式典についてであります。

平成16年9月13日に下部町・中富町・身延町が合併し新身延町が誕生してから早15年が経過しようとしております。

3町の合併が実現し町制15周年を迎えるにあたり、9月14日、土曜日には記念式典を挙行いたします。式典では本町に多額の寄附をお寄せいただき、町政の発展に寄与されました5名の方に特別感謝状を贈呈するとともに、地方自治などの各分野にわたって身延町発展にご尽力をいただきました73名の方に感謝状を贈呈することとなっております。

新時代令和とともに町制15周年を迎えた身延町の20年後30年後、さらなる繁栄と発展につなげるための節目として「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった身延町」を目指し、町民の皆さまが夢や希望を持ち、幸せを実感できるまちづくりを進めてまいりますので、皆さま方のさらなるお力添えをお願い申し上げます。

また、合併15周年記念事業として制作いたしました町の歌「おかえりなさい少年たちよ」につきましては、去る8月13日に制定の告示を行い、記念式典で披露させていただくこととなっております。

今後、町の歌が広く町民の皆さまに親しまれ、歌い継がれていくことが大変重要であり、9月15日には身延中学校学園祭での全校合唱、10月26日の記念コンサートなどを通じて披露していく予定となっております。

次に今定例会に提案いたしました議案は認定1件、報告1件、条例の制定および改正6件、令和元年度補正予算3件、人事案件5件の計16件でございます。

提出議案の中から主なものについて申し上げます。

まず認定第1号 平成30年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

全会計において黒字決算となっておりますので、ご認定をいただきたいと存じます。

次に報告第5号 平成30年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

報告いたします。

本町の平成30年度決算に基づく比率は、すこぶる健全段階にあります。これに甘んじることなく、なお一層、財政健全化に努めてまいりたいと思っております。

その他につきましては、提出議案の説明の中で申し上げます。

なお、令和元年第2回定例会以降の主な行事につきましては、お手元に配布したとおりでございますので、ご確認いただきたいと存じます。

以上、あいさつならびに行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

町長のあいさつが終わりました。

本日、決算審査報告のため渡邊代表監査委員に出席要請をしております。

ここで、渡邊代表監査委員をお招きしますのでしばらくお待ち願います。

（ 入 場 ）

再開します。

日程第4 認定第1号 平成30年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

町長から提出理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは認定第1号 平成30年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付け議会の認定に付するものでございます。

なお、内容につきましては会計管理者が説明をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に認定第1号について、内容説明を求めます。

穂坂会計管理者。

○会計管理者（穂坂桂吾君）

認定第1号 平成30年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げ

げます。

この認定第1号につきましては、予算決算常任委員会でご審査いただくこととなりますので、ここでは決算書付属資料を用いて決算の概要について説明させていただきます。ご了承くださいたいと存じます。

それでは決算書付属資料、1ページをお開きいただき会計別決算総括表をご覧ください。

最初に一般会計の決算状況につきまして、この表の上から2行目、一般会計の欄に示してございます。

歳入総額は93億1,749万6,808円、歳出総額は85億4,393万4,258円で歳入歳出差引額は7億7,356万2,550円です。そのうち翌年度に繰り越すべき財源3,111万4千円を差し引いた実質収支額は7億4,244万8,550円であります。

次に2ページをご覧ください。

一般会計の歳入歳出それぞれ款ごとの決算状況を一覧としてあります。

歳入合計は対前年度比マイナス2.9%、金額にしますと2億8,218万1,291円の減額となりました。

個々の科目のうち歳入総額に占める構成比率の高いものなど、いくつか見てまいります。

1款町税の収入済額は13億9,964万3,452円で歳入総額の15%に当たります。前年度との比較ではマイナス2.9%、4,176万2,948円の減額となりました。収納率は町税全体で94.5%、収入未済額は6,932万2,820円でありました。

なお、町税全体で1,138万5,723円を不納欠損として処理いたしました。

次に6款地方消費税交付金は収入済額2億4,733万2千円で歳入総額の2.7%に当たり、対前年度比では5.1%、1,193万3千円の増額となりました。

10款地方交付税は収入済額43億7,888万3千円で歳入総額の47%を占めています。対前年度比マイナス1.3%、5,812万2千円の減額であります。

14款国庫支出金は収入済額5億5,782万8,223円となり、歳入総額の6%を占め、前年度と比較しますとマイナス9.7%、5,984万6,552円の減額となりました。

15款県支出金は収入済額5億1,595万3,294円で歳入総額の5.5%です。前年度と比較するとマイナス2.2%、1,135万4,121円の減額となりました。

21款町債につきましては収入済額9億1,160万円であり、歳入総額の9.8%を占めています。対前年比マイナス15.2%、1億6,390万円の減額となりました。

続きまして歳出についてです。

歳出合計額は対前年度比マイナス3.3%、金額にして2億9,241万9,755円の減額となりました。予算額に対する執行率は93.1%であります。

それでは歳入と同様、歳出総額に占める割合の高いものなどいくつか見てまいります。

まず2款総務費についてであります。

支出済額は17億2,152万3,995円で歳出総額の20.2%に当たります。対前年度比マイナス15.3%、額にすると3億1,002万2,484円の減となりました。1項総務管理費の減などによるものです。

3款民生費は支出済額20億7,148万9,153円で歳出総額に占める割合は24.3%です。対前年度比マイナス2.0%、4,164万952円の減でありました。民生費支出総額のうち37.8%に当たる7億8,320万2,082円は国保特別会計、後期高齢者医療

特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計への繰出金であります。

4款衛生費は支出済額8億7,658万679円で、歳出総額の10.3%を占めます。対前年度比では11.8%、額にして9,267万3,248円の増額でありました。峡南衛生組合への負担金として2億1,423万2千円、簡易水道事業特別会計への繰出金として繰越明許分を含め3億7,958万5,056円などが大きな支出であります。

8款土木費は支出済額7億3,250万7,525円で、構成割合は8.6%です。対前年度比では4.4%、3,088万3,726円の増額であります。2項道路橋梁費の増額などによるところです。

10款教育費は支出済額10億2,406万2,019円で歳出総額の12%に当たります。対前年度比マイナス4.8%、5,144万3,353円の減額でありました。2項小学校費の減額などによるものです。

次に12款公債費は支出総額5億1,202万2,128円で構成比は6%です。前年度と比べるとマイナス23.6%、金額にして1億5,857万8,352円の減額であります。繰上償還に努めたことによるものです。

13款諸支出金は支出総額7億1,094万715円で構成比は8.3%であります。公共施設整備基金に5千万円、教育施設整備基金に3億5千万円、まちづくり振興基金に3億円などの積み増しをいたしました。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要であります。

次に特別会計について説明をいたします。1ページにお戻りください。

会計別決算総括表の上から3行目の国民健康保険特別会計から順に説明をいたします。

国民健康保険特別会計は歳入総額17億9,288万8,696円、歳出総額17億7,082万9,224円、差引額は2,205万9,472円で実質収支も同額です。

次に後期高齢者医療特別会計は歳入総額4億4,583万400円、歳出総額4億4,470万3,920円、差引額は112万6,120円で実質収支についても同額です。

次に介護保険特別会計は歳入総額22億8,655万4,212円、歳出総額21億8,805万3,858円、差引額は9,850万354円で実質収支についても同額です。

次に介護サービス事業特別会計は歳入歳出の総額はそれぞれ817万4,685円でありました。

簡易水道事業特別会計につきましては歳入総額10億7,186万2,454円、歳出総額10億6,127万6,274円、差引額1,058万6,180円で、そのうち翌年度に繰り越すべき財源として995万2千円を差し引いた実質収支は63万4,180円です。

農業集落排水事業等特別会計は歳入総額3,434万9,108円、歳出総額3,434万6,198円、差引額2,910円で実質収支についても同額です。

下水道事業特別会計は歳入総額3億9,960万5,115円、歳出総額3億9,935万2,555円、差引額25万2,560円で実質収支についても同額です。

下部奥の湯温泉事業特別会計は歳入総額654万1,774円、歳出総額597万5,879円、差引額56万5,895円で実質収支についても同額です。

次に財産区関係の特別会計についてですが、12の財産区特別会計それぞれの歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額につきましては記載のとおりでありますので、ご確認いただきたいと存じます。

一般会計および20の特別会計を合計しますと歳入総額153億6,938万4,982円、歳出総額144億5,871万8,865円、歳入歳出差引額は9億1,066万6,117円で翌年度に繰り越すべき財源として4,106万6千円を差し引いた実質収支につきましては8億6,960万117円でありました。

なお、一般会計および各特別会計の主たる施策の成果につきましては、本資料の3ページから26ページにかけてお示ししてあります。のちほどご覧いただければと存じます。

以上、雑駁な説明でありましたがよろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提出理由と会計管理者の説明が終わりました。

日程第5 報告第5号 平成30年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長から報告理由について説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは報告第5号 平成30年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および同法第22条第1項の規定により平成30年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり監査委員の審査意見書を付して報告するものでございます。

なお、内容につきましては財政課長が説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に報告第5号について、内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

報告第5号 平成30年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明をさせていただきます。

7月24日に渡邊代表監査委員と福與監査委員によりまして、財政健全化法に基づく財政指数等について審査をしていただきました。

その結果につきましては、4枚目に添付してあります意見書のとおりでございます。

この健全化判断比率等につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により議会に報告するものであります。

それでは2ページをお開きください。

平成30年度の決算に基づく健全化判断比率であります。この比率には実質赤字比率から将来負担比率までの4項目があります。

まず実質赤字比率であります。この比率につきましては普通会計のみの決算で赤字であるかどうかを判断する数値であります。本町は赤字ではありませんので数値は入りません。早期健全化基準は14.46%であります。

次に連結実質赤字比率であります。この比率につきましては、財産区を除くすべての会計の連結となります。この比率につきましても赤字ではありませんので数値は入りません。早期健

全化基準は19.46%であります。

次に実質公債費比率であります。この比率につきましては普通会計、公営企業会計、さらに一部事務組合や広域連合等が入った連結になります。本町では峡南衛生組合や飯富病院、広域行政組合等への債務にかかる負担金も加味された公債費の比率を示す数値であり、本町の数値はマイナス1.9%であります。平成29年度に比較し0.8%マイナスとなっております。早期健全化基準につきましては25.0%であります。

次に将来負担比率であります。この比率につきましては実質公債費比率よりもさらに地方公社、第三セクターを含めた連結になり、より広範囲で判断していく比率であります。本町におきましては、地方公社や第三セクター等がございませんので、実質的には実質公債費比率と同じ範囲で比較することになります。

30年度決算も29年度と同様に将来負担額を充当可能財源等が上回り、将来負担比率はマイナスとなりました。このことは計算上、地方債などの将来負担額が将来、財政を圧迫する可能性は低いということであり、将来負担比率に数値は入らないこととなりました。早期健全化基準につきましては350.0%となっております。

本町の比率はいずれも早期健全化比率を下回っており、年々改善されておりますので財政は良好であると言えます。

次に下段の平成30年度決算に基づく身延町資金不足比率の状況であります。

この資金不足の状況につきましては、公営企業会計に属する会計の資金が不足しているかどうかを見るもので、身延町簡易水道事業特別会計をはじめ4会計の資金不足の比率はなく良好であります。国の示す経営健全化基準といたしましては20.0%であります。

なお、上段の健全化判断比率につきましては、この4項目のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を議会の議決を経て定め速やかに公表するとともに知事に報告しなければなりません。また計画の実施状況を議会に報告しなければなりません。法律に基づき算定された各比率は早期健全化基準を下回っているわけですが、審査意見書でもご指摘いただいたとおり引き続き財政の健全化に努めてまいります。

以上で報告第5号の説明とさせていただきます。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の報告理由ならびに財政課長の説明が終わりました。

報告第5号については終結します。

平成30年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書及び平成30年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書が提出されておりますので、渡邊代表監査委員から報告を求めます。

渡邊代表監査委員。

○代表監査委員（渡邊吉彦君）

改めましておはようございます。

それでは認定第1号 平成30年度決算審査の報告をさせていただきます。

ただいまは、会計管理者から平成30年度決算につきまして詳細な説明がありました。重複するところもあろうかと思いますが、監査委員の立場で報告をさせていただきます。

ご案内のとおり、この監査は地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして去る7月22日から7月26日までの5日間、福與監査委員ともども町長から提出されました各会計の

歳入歳出決算書および付属資料が関係法令に基づき作成されているか確認すると同時に、計数に誤りがないか、また予算の執行状況、さらには基金の管理・運用が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置きまして審査を実施いたしました。その結果が皆さまのお手元に配布してあります決算審査意見書に掲載してあります。

意見書は全18ページからなっております。時間の関係もございますので、主なところを抜粋して報告をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

なお、金額の単位につきましては万円とさせていただきますので、併せてご了承をお願いいたします。

まず、意見書の4ページをお開きください。

(1)の決算の概要であります。平成30年度の一般会計および特別会計の予算現額は154億7,268万円で、これに対する決算額は歳入総額が153億6,938万円で収入率は99.3%となっております。

一方、歳出総額は144億5,871万円、執行率は93.4%、歳入歳出差引額は9億1,066万円で一般会計・特別会計のすべての会計において決算は黒字となっております。それをまとめたものがその下の表であります。

次に町債であります。平成30年度末現在高は一般会計49億8,420万円、特別会計56億1,013万円、合計で105億9,433万円となっております。昨年度に比べ2億891万円の増であります。これは合併特例債を活用した事業に取り組んだ結果であります。

次に(2)の収支決算の状況であります。

一般会計、特別会計を合わせての実質収支は8億6,960万円で職員一人ひとりの経費の節減などの努力の結果と思われまます。

続きまして5ページをご覧ください。

一般会計(1)の概要ですが、4ページで決算の概要を説明いたしましたので説明は省略をさせていただきます。

次に(2)の歳入の状況であります。

予算現額91億7,607万円に対して、収入済額93億1,749万円で予算に対する収入率は101.5%となっております。不納欠損額1,142万円につきましては時効など法令に基づき処分したものであります。また収入未済額7,250万円であります。この未済額については、ここ数年で最も低い額となっており、内容の分析や収納に対する工夫をし適切な事務処理に努めた結果と思われまます。

今後も公平性の観点と同時に自主財源の確保を図るためにも実情を把握し的確な徴収方法を考え未済額の減額により一層、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

6ページをご覧ください。

この一覧表につきましては、先ほど説明をいたしました歳入決算額をまとめたものでありますので説明は省略をさせていただきます。

7ページをご覧ください。(3)のア.歳出予算執行状況であります。

予算額91億7,006万円に対しまして、支出済額が85億4,393万円で執行率は93.1%となっております。

下の表は款別にまとめたものでありますので説明は省略をさせていただきます。

次に8ページをお開きください。

歳出の性質別の執行状況でありますので、予算分析の参考にさせていただきたいと思っております。
次に9ページ、10ページであります。この特別会計は先ほど会計管理者が説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

11ページをご覧ください。

一般会計から特別会計への繰り入れの状況ですが、この表にお示ししてあるとおり総額で15億1,041万円となっております。

12ページをご覧ください。

財産に関する調書ですが、これはお手元に配布をしております決算書付属資料の27ページの4. 財産に関する調書をまとめたものでありますので、説明は省略をさせていただきます。

13ページをお開きください。

基金の状況につきましては関係書類、帳簿などと照合した結果、誤りはないものと認められました。

なお、基金の運用につきましては、運用方法について地方自治法に基づき安全かつ有利を基本により一層、創意工夫を重ねる必要があるかと思われま。

最後に審査の意見、指摘事項であります。

恐れ入りますが、お戻りいただきまして3ページをお開きをさせていただきたいと思っております。

決算状況は一般会計、ならびに特別会計ともに実質収支においてすべて黒字決算となっております。職員の経費節減、事務事業の効率的な執行など積極的な努力が見受けられるところでありま。

歳入面については、自主財源の町税や歳入全体に占める割合が15%で、依存財源である地方交付税が47%、国庫支出金が6.0%、県支出金が5.5%と歳入の大部分を占めている状況であります。

町税の収入状況は、個人町民税が納税義務者、ならびに給与所得などの減少により対前年比で600万円の減額、法人町民税は中部横断道自動車道の一部建設終了による現地事務所の閉鎖、ならびに各法人の業績の低迷などにより対前年比で1,300万円が減額。また、固定資産税は家屋の評価替えにより対前年比で1,600万円が減額しており、町税全体の収入状況は対前年比で4,200万円の減額となっております。

なお、徴収率については庁内に設置されている収納対策会議などを中心にして、職員の一斉催告や訪問、督促状や催告書の発送など徴収努力の結果、ここ数年向上をしております。今後もより一層の努力を望むものであります。

なお地方交付税は、合併特例措置による算定替えに伴う段階的縮減などにより対前年比で5,812万円が減額しております。今後の町の財政状況を考慮すると人口減少対策などをはじめとする税源の涵養を図る諸施策について、さらなる充実を図る必要があります。

次に使用料ならびに手数料については、町税と同様、徴収率は向上しております。公平性の観点からもより一層、徴収方法などに創意工夫をされ収入未済額の減少に努めていただきたいと思います。

歳出面については、義務的経費である人件費が職員の給与改定などにより対前年比で4,057万円の増額。扶助費は障がい者、高齢者、児童福祉事業などの対象者の減少による療養給付費の減少により対前年比で3,165万円の減額。公債費は繰上償還に伴う償還額の減少により対前年比で1億5,857万円の減額となっております。

投資的経費については、補助事業があげば大豆拠点施設、みのぶ自然の里施設整備事業などの終了に伴い、対前年比で2億1,122万円の減額。また、町単独事業は宅地分譲地整備事業などの終了により、対前年比で1億5,824万円の減額となっております。

なお、その他の経費のうち物件費は学校施設整備計画などの人的な委託業務の終了により対前年比で3,134万円の減額、補助費等は一部事務組合への負担金の増額により対前年比で3,276万円の増額となっております。

最後にそれぞれの事業などについては適正に執行されているが、厳しい財政状況の中で限られた財源を有効活用するため、職員一人ひとりがそれぞれの事業などの目的、必要性、投資的効果などを十分に検討し、是正改善などに積極的に取り組む必要があります。

続きまして、お手元にある報告第5号の平成30年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について報告をさせていただきます。

詳細な説明は財政課長から説明がありましたので、重複する点があろうかと思いますが、監査委員の立場で報告をさせていただきます。

平成30年度の決算に基づく財政健全化審査を実施した結果、町長から提出されました関係書類などはすべて法令などに基づき作成されておりました。その結果が皆さまのお手元に配布してあります財政健全化審査意見書に掲載をしてあります。

(1)の健全化判断比率の状況のとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定されました各比率は、早期健全化比率をそれぞれ下回っております。特に昨年度に引き続き実質公債費比率は前年度を下回っており、今後も施策、事業の選択などによる経費の節減、町債の発行、繰上償還の工夫など中長期的な財政計画に基づき財政運営を行っていただき、引き続き財政の健全化に努めていただきたいと思います。

終わりになりますが、重ねてになります。職員一人ひとりが常日頃、それぞれ担当する業務はもちろんのこと町政全般について創意工夫の努力を重ねていただき、町民が安心して住めるよりよいまちづくりの実現に向けて邁進することを望むものであります。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 (柿島良行君)

平成30年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書及び平成30年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書の報告が終わりました。

ここで、渡邊代表監査委員は退席となります。

渡邊代表監査委員におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただき厚く御礼を申し上げます。

(退 席)

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時20分といたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時20分

○議長 (柿島良行君)

再開をいたします。

- 日程第 6 議案第 6 1 号 身延町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6 2 号 身延町職員給与条例及び身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6 3 号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6 4 号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 6 5 号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 6 6 号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

以上の6議案は条例案でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第 6 1 号から議案第 6 6 号までの提案理由をご説明申し上げます。

まず議案第 6 1 号 身延町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

身延町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の創設に伴い、身延町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

11 ページをお開きいただきたいと思います。

次に議案第 6 2 号 身延町職員給与条例及び身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町職員給与条例及び身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、身延町職員給与条例及び身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

13 ページをお開きください。

次に議案第 6 3 号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町印鑑条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令による住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、旧氏による印鑑登録を可能とするため、身延町印鑑条例の一部を改正する必要が生じまし

た。

これがこの議案を提出する理由でございます。

15ページをお開きください。

次に議案第64号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

町と共同で設置している下山野球場の所有権移転に伴い、身延町社会体育施設条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

17ページをお開きください。

次に議案第65号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法等の一部改正及び本町の子育て支援のさらなる充実のため、身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

33ページをお開きください。

次に議案第66号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。

なお、議案の内容につきましては、各担当課長が説明をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

議案第61号から議案第66号までの内容説明を求めます。

はじめに議案第61号および議案第62号の内容説明を求めます。

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

それでは議案第61号 身延町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案集の2ページをご覧ください。

条例の制定が必要となった背景ですが、会計年度任用の職は常時勤務を要する職員および短時間勤務の職員とは質的に異なるものでありますので、常時勤務を要する職員および短時間勤務の職員に適用される給与条例の中で定義するのではなく、会計年度任用職員独自の条例を制定する必要があるためであります。

条例制定の内容ですが、新たに身延町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定いたします。

第1条は趣旨について規定しております。

第2条はフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員について定義しております。常時勤務を要する職員の一週間当たりの勤務時間と同一の職をフルタイム、それより短い勤務時間の職がパートタイムとなります。

第3条は、フルタイム会計年度任用職員の給与およびパートタイム会計年度任用職員に対する給与、手当等について規定しております。フルタイム会計年度任用職員は給与の支給対象であり、パートタイム会計年度任用職員は報酬の支給対象となります。

3ページの第4条から5ページの第17条では、フルタイム会計年度任用職員の給与、手当等について規定しています。給与は職員給の原則と均衡の原則、ならびに同一労働同一賃金の原則により常勤職員の給料表を準用し、手当等につきましても給与条例の規定を準用することとなります。

5ページの第18条から9ページの第26条では、パートタイム会計年度任用職員の給与、手当等について規定しています。

パートタイム会計年度任用職員の報酬額につきましては、再任用短時間勤務職員などと同様にフルタイム会計年度任用職員と同額の給与額を基準とし、これにパートタイム会計年度任用職員の一週間当たりの勤務時間に応じた割合を乗じて求めるものであります。

9ページの第27条から第28条では、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償について規定しています。

パートタイム会計年度任用職員は、地方自治法第203条の2第2項により費用弁償の対象とされているところから、通勤費および旅費などにかかる経費は費用弁償によって補填されることとなります。

第29条から第31条においては、雑則について規定をしております。

なお、この条例につきましては、令和2年4月1日から施行いたします。

以上で議案第61号の内容説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第62号 身延町職員給与条例及び身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案集の12ページをお開きください。

条例の一部改正が必要となった背景ですが、成年後見人制度の利用促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、国家公務員法等において定められている成年被後見人にかかる欠格事項その

他の権利の制限による措置適正化等を図ることとなりました。

一部改正の内容でございますが、地方公務員法第16条第1項の規定により職員として失職する、または消防団員となることができないとする規定を削除するものであります。

また、併せて免職を懲戒免職と用語の整理をするものであります。

なお、この条例につきましては、令和元年12月14日から施行いたします。

以上で議案第62号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（柿島良行君）

次に議案第63号の内容説明を求めます。

望月町民課長。

○町民課長（望月融君）

それでは議案第63号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例について内容説明をさせていただきます。

お手元の議案説明書、3ページをお開きください。

この改正の背景としましては、国で進めています女性活躍推進の一連の施策の観点から、旧姓を使用しながら生活・活動しています女性が増えております。その様々な活動の中において旧姓を使用しやすくなるよう、旧姓を住民票へ記載する手続きについての法令の整備が行われました。

この改正によりまして、住民基本台帳に旧氏が記載されることに伴い、印鑑登録にも同様に旧氏が用いられることから、身延町印鑑条例におけます所要の改正が必要となったものであります。

改正の内容ですが、新旧対照表のほうにも併せてご覧いただきたいと思うわけなんです、ページが4ページ、5ページになります。

まず第2条、登録の資格では、条文のほうに併せまして本町が備える住民基本台帳と、すでに備えているものとしての「備える」を今回、加えるものでございます。

第5条2項3号の印鑑登録では、氏に変更があった者の住民票に旧氏が記載されていれば旧氏を登録するものとし、外国人住民にかかります住民票に通称の記載がされている場合は、その通称の旧氏で登録しなければならないものを加えるものでございます。

第6条1項1号の印鑑登録の拒否では、記録されております旧氏の登録、もしくは旧氏での通称の組み合わせをしていないものを加えるとして、また同条2項では外国人住民が住民票の備考欄に記録されておりますものを住民票への備考欄でありますので、記録となっているものをここで「記載が」に改めるものでございます。

第12条1項4号の印鑑登録原票の職権抹消のほうでは、氏に変更があった者では、住民票に記載されている旧氏も含むものを今回、加えたものでございます。

なお、この条例の施行期日につきましては、住民基本台帳法施行令の施行予定日に合わせまして、令和元年11月5日から施行するものでございます。

以上で議案第63号の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第64号の内容説明を求めます。

深沢生涯学習課長。

○生涯学習課長（深沢教博君）

それでは議案第64号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、議案説明書に基づき説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。

背景といたしまして、身延町下山11371番地の下山野球場につきましては、これまでユニプレス株式会社との共同設置でありましたが、株式会社キーテックに所有権が移転されたため身延町社会体育施設条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、第1条の設置の条文中、「ユニプレス株式会社」を「株式会社キーテック」に改正するものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日からとなります。

以上で議案第64号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第65号および議案第66号の内容説明を求めます。

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

それでは議案第65号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

お手元の議案説明書の5ページをご覧ください。

この条例改正の背景といたしましては、本年10月1日から始まる3歳以上児の保育料等の無償化に伴い、関係条例の整備を行うというものとともに3歳以上児の副食費、ならびに3歳未満児の保育料について、本町の子育て支援の充実を図るため、独自の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、国の改正におきましては、3歳以上児と3歳未満児の住民税非課税世帯につきまして保育料等は無償とするものでございますが、その一方で3歳以上児の副食費については、国の基準といたしまして月額4,500円を徴収することとされました。

本町では、小中学校における給食費の無償化に鑑み、副食費につきましても町が負担し、保護者等からの徴収は行わないこととし、3歳未満児については、国の助成対象外の園児につきましても無償化を行い、すべての園児について無償化を実施するための改正内容となっております。

なお、この条例の施行期日につきましては、令和元年10月1日から施行するとさせていただきます。

続きまして議案第66号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案説明書の6ページをお開きください。

この条例改正の背景といたしましては、平成29年の地方からの提案等に関する方針が平成29年12月26日閣議決定され、放課後児童支援員資格を取得するための研修が、これまでの都道府県知事が行う研修に加え、指定都市の長が行う研修を新たに加えることとされました。

内容といたしましては、「放課後児童支援員は、保育士や社会福祉士などの資格を有する者や、一定の年数以上児童福祉事業に従事したものであって、都道府県知事が行う研修を修了した者

でなければならない」とされておりましたが、都道府県知事のうしろに「地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長」を加えることにより、指定都市の長が行う研修を修了した者も放課後児童支援員の資格を得られるように改正するものでございます。

なお、この条例の施行期日につきましては、公布の日からとさせていただきます。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第12 議案第67号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第3号）

日程第13 議案第68号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第69号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

以上の3議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

町長から提案を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第67号から議案第69号までの令和元年度補正予算3議案について、ご提案を申し上げます。

議案第67号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第3号）、議案第68号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第69号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、今定例会に提出いたしました令和元年度補正予算案については以上でございます。

なお、議案の内容につきましては、財政課長より説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

議案第67号から議案第69号までの内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

議案第67号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第3号）について、お手元にお配りしました概要書により説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第67号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,431万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億9,742万4千円といたしました。

第2表 地方債の補正についてご説明いたします。

旧合併特例事業債は80万円を減額し、補正後の限度額を6億8,620万円といたしました。減額変更の要因は県営事業急傾斜地崩壊対策事業負担金のうち国庫補助事業分のみに充当したことにより減額したためであります。

また、緊急自然災害防止対策事業債は600万円を追加し、補正後の限度額を600万円といたしました。追加する要因は、県営事業急傾斜地崩壊対策事業負担金のうち新たに創設された緊急自然災害防止対策事業債を県単独事業分に充当するため追加するもので、県単独事業分

の追加分も含む県営事業負担金に充当するものであります。この起債につきましては、充当率が100%、交付税措置が70%ということでございます。

歳入予算について増減額の主な理由について、ご説明いたします。

10款2項1目子ども・子育て支援臨時交付金285万8千円を増額いたしました。これは幼児教育・保育無償化に伴う保育利用料の町負担減収分が交付されるものであります。

13款1項1目民生費負担金、児童福祉費負担金703万5千円を減額いたしました。これは保育利用料を815万1千円減額し、全児童を幼児教育・保育無償化の対象としたためでございます。

また広域入所児童施設型給付費負担金76万5千円を増額いたしました。これは幼児教育・保育無償化に伴いまして、町外から受け入れる園児の保育料に加え、所在地の市町村が負担していただくものでございます。

2ページをお開きください。

副食費負担金35万1千円を増額いたしました。これは他町からの保育園児分であります。副食費は1人当たり4,500円でございます。

15款1項1目民生費国庫負担金、子どものための教育・保育給付費負担金202万5千円を増額いたしました。これは幼児教育・保育無償化に伴う私立保育園の保育利用料の2分の1相当額であります。また、低所得者保育料軽減負担金634万1千円を増額をいたしました。これは介護保険制度の改正により低所得者の保育料を軽減するためであります。

2項1目総務費国庫補助金、個人番号カード利用環境整備費補助金を40万2千円計上いたしました。これはマイナンバーカードを活用した消費活性化対策事業に対する補助金であります。

2項2目民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金10万3千円を増額いたしました。これは地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱改正による増額であります。

16款1項1目民生費県負担金、子どものための教育・保育給付費負担金を121万4千円増額いたしました。また、低所得者保育料軽減負担金を317万1千円増額いたしました。これらの増額の要因は国庫負担金で説明したとおりでございます。

2項1目総務費補助金県補助金、移住支援金交付事業補助金を75万円計上いたしました。これは移住者支援制度に伴うものでございます。

3ページをお開きください。

17款1項1目財産貸付収入、旧中富中学校貸付料を80万9千円計上いたしました。これはサイトテック株式会社と賃貸借契約更新に伴う貸付料であります。令和元年7月1日に更新し、更新期間は3年間であります。

19款1項7目まちづくり振興基金繰入金3,643万2千円を増額いたしました。産業立地事業助成金に充当するものであります。

10目ふるさと振興事業施設管理基金繰入金88万円を計上いたしました。これは身延しょうにん通り駐車場管理費に充当するものでございます。

21款3項1目雑入、総務費雑入を40万円増額いたしました。これはサイトテック株式会社との賃貸借契約の更新に伴う共益費の増加でございます。

22款町債520万円を増額いたしました。町債の増減額につきましては、第2表 地方債補正の説明のとおりであります。

4ページをお開きください。

歳出予算について、増額の主な理由をご説明いたします。

2款総務費について説明いたします。

1項1目一般管理費のうち職員勤務管理システムリース料224万5千円を計上いたしました。これは令和2年度から導入される会計年度任用職員を含めた全職員の勤務管理をするためであります。

5目財産管理費における旧豊岡小学校プール解体附帯工事107万8千円の計上は、解体工事に伴う農地保全工事のため増額するものであります。

また旧下部小中学校プール附帯施設の更衣室、ポンプ室の解体工事費127万5千円を計上いたしました。

本庁舎の管理費といたしまして、本庁舎屋根防水修繕工事129万円、ならびに本庁舎の第1、第2会議室のカーテンの修繕費を39万円、計上いたしました。

6目企画費では、産業立地事業費助成金3,643万3千円を計上いたしました。これは身延町産業立地事業費助成金交付要綱に基づき株式会社キーテックに助成するものであります。

また移住支援金交付事業補助金100万円の計上は、国の地方創生推進交付金事業に伴う移住支援事業に対応するためであります。

9目交通安全・防犯対策費では、防犯灯建設事業補助金としまして169万4千円を計上いたしました。対象地区等は記載のとおりであります。

14目個人番号カード利用環境整備費では、マイナンバーカードを活用した消費活性化対策事業費40万2千円を計上いたしました。

5ページをお開きください。

3款についてご説明いたします。

2項1目児童福祉総務費では、副食費補助金194万4千円を計上いたしました。対象園児は3歳以上児であります。

7目特定教育・保育施設費では広域入所制度に対応するため、広域入所公立保育所分施設型給付費13万2千円。ならびに広域入所認定こども園分施設型給付費86万5千円を計上いたしました。

8目地域子ども・子育て支援事業費では、地域子育て支援拠点事業補助金としまして31万円を計上いたしました。対象施設は大野山保育園内の地域子育て支援センターぬくぬくであります。

4款について説明いたします。

3目母子衛生費では、養育支援訪問事業費39万5千円を計上いたしました。これは支援対象者に保健師、助産師、ホームヘルパー等を派遣するものであります。また新たな子育て支援として、子どもインフルエンザワクチン予防接種事業費384万円を計上いたしました。対象者は0歳から18歳までの乳幼児、児童、生徒であります。

6ページをお開きください。

6款についてご説明いたします。

2項2目林業振興費では、有害鳥獣捕獲報償費120万円を計上いたしました。内訳はイノシシ、シカを25頭、サルを20匹であります。

3目林業土木費では、生活関連林道の維持事業費といたしまして630万円を計上いたしま

して埋塞土の除去、それから重機借上、維持工事を実施いたします。

7款についてご説明いたします。

2項1目観光費では、観光宣伝事業を推進するため観光大使委嘱事業費102万2千円を計上いたしました。観光大使12名を委嘱する予定であります。また、身延駅前しょうにん通り駐車場修繕費としまして、88万円を計上いたしました。駐車場の区画線の更新、ならびに車止めを修理するものでございます。

8款についてご説明いたします。

1項1目土木総務費では、急傾斜地崩壊対策事業費負担金510万円を計上いたしました。これは県単独事業分の増加のためであります。

2項1目道路橋梁維持費では、区長要望に対応するため町道修繕費に500万円、身延地区・下部地区・中富地区の3地区に道路整備工事費をそれぞれ800万円計上いたしました。

7ページをお開きください

2目道路橋梁新設改良費では、竹之島橋橋梁修繕工事費2,150万円を計上いたしました。この予算は当初予算に計上いたしました委託料を減額し、工事費に予算計上したものでございます。

3項1目河川維持費では、河川埋塞土除去業務委託費としまして407万円を計上いたしました。対象地区は常葉出口地区、帯金地区、下大島地区であります。

10款について説明いたします。

1項3目施設整備費では、未利用公共施設浄化槽汚泥引き抜きおよび清掃業務委託費267万7千円を計上いたしました。対象施設は旧下部小学校、旧久那土小中学校の校舎でございます。

2項3目教育委員会学校管理費では、身延清稜小学校防犯カメラ設置工事費302万4千円を計上するとともに同項体育館倉庫入口引き戸設置工事としまして77万9千円を計上いたしました。また、身延小学校防犯カメラ設置工事費を339万4千円の計上をいたしました。

8ページをお開きください。

3項3目教育委員会学校管理費では、身延中学校防犯カメラ設置工事費310万9千円を計上いたしました。各小中学校への防犯カメラの設置は、教育施設内における児童生徒の安全を確保するためでございます。

13款についてご説明いたします。

1項基金費において所要額を基金に積み立てますが、特に17目教育施設整備費基金費における基金積立金60万5千円の計上は、公立学校施設整備費補助金等にかかる財産処分の承認に伴い基金へ積み立てるものであります。対象施設は旧中富中学校校舎となり、サイトテックとの施設の貸付更新によるものでございます。

続きまして議案第68号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

9ページをご覧ください。

議案第68号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ4,767万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,342万9千円といたしました。

歳入予算について、増減の主な理由についてご説明いたします。

1 款 1 項 1 目 第 1 号 被保険者保険料、現年度分特別徴収保険料を 1, 2 6 8 万 2 千円減額いたしました。これは介護保険制度改正により低所得者の保育料を軽減するためであります。

3 款 2 項 6 目 介護保険事業費補助金システム改修補助金 4 万 3 千円を計上いたしました。これは令和元年度介護保険報酬改定に伴うシステム改修に充当するもので、町の負担分が 2 分の 1 でございます。

同項 3 目 低所得者保険料軽減繰入金 1, 2 6 8 万 2 千円を増額いたしました。これは介護保険制度改正により低所得者への保険料に充当するためでございます。

8 款 繰越金は 4, 7 2 8 万 4 千円を増額いたしました。

1 0 ページをお開きください。

歳出予算について、増額の主な理由についてご説明いたします。

1 款についてご説明いたします。

1 項 1 目 一般管理費に介護報酬改定に伴うシステム改修業務としまして 8 万 7 千円を計上いたしました。

2 款について説明いたします。

6 項 3 目 特定入所者介護サービス費に 3 7 万円を計上いたしました。これは利用者の増加によるものでございます。

5 款について説明いたします。

1 項 1 目 第 1 号 被保険者還付金 7 万 9 千円を計上いたしました。これは第 1 号 保険者に対する過年度還付に対応するためであります。

また同項 3 目 国庫支出金等償還金 4, 7 1 3 万 6 千円を計上いたしました。これは平成 3 0 年度介護保険関係の国庫支出金等の精算に伴う返還金でございます。

1 1 ページをご覧ください。

続きまして議案第 6 9 号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明をさせていただきます。

議案第 6 9 号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 8 3 6 万 6 千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 5, 8 0 8 万 9 千円といたしました。

歳入予算について増額の主な理由についてご説明いたします。

5 款 1 項 1 目 簡易水道一般会計繰入金に公債費繰入金 6 5 2 万 4 千円を増額いたしました。これは簡易水道施設管理費事業の実施に伴いまして、公債費の財源を組み替えるためであります。また水道維持繰入金を 1 3 0 万 8 千円増額いたしました。これは下部および久那土、古閑簡易水道事業基金を活用し、事業を実施するためでございます。

6 款 繰越金は 5 3 万 4 千円を増額いたしました。

歳出について、増額の主な理由についてご説明いたします。

1 款についてご説明します。

1 項 1 目 簡易水道管理費に根子送水管布設替え工事費 8 3 1 万 6 千円を計上いたしました。

3 款 公債費につきましては、財源組み替えでございます。

以上で議案第 6 7 号から議案第 6 9 号までの説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案と担当課長の内容説明が終わりました。

-
- 日程第15 同意第12号 身延町教育委員会委員の任命について
日程第16 同意第13号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第17 同意第14号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第18 同意第15号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第19 同意第16号 身延町公平委員会委員の選任について

以上の5案件は人事案件でありますので、一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは同意第12号から同意第16号について提案理由を説明申し上げます。

まず同意第12号 身延町教育委員会委員の任命についてであります。

身延町教育委員会委員に下記の者を任命することについて、議会の同意を求めます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町下田原1978番地

氏 名 若林裕子

生年月日 昭和58年5月10日

提案理由を申し上げます。

令和元年11月18日に委員の任期が満了するので、その後任委員を任命する必要性が生じました。

については、委員の任命にあたり地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に同意第13号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

身延町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、議会の同意を求めます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町久成1543番地

氏 名 秋山和子

生年月日 昭和27年4月2日

提案理由を申し上げます。

令和元年11月18日に委員の任期が満了するので、その後任委員を選任する必要性が生じました。

については、委員の選任にあたり地方税法第423条第3項の規定により議会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に同意第14号、同じく身延町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

身延町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、議会の同意を求め

ます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町三沢728番地

氏 名 高野恒徳

生年月日 昭和28年10月8日

以下は同じでありますので、省略をさせていただきたいと思ひます。

次に同意第15号、同じく身延町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

身延町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、議会の同意を求めます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町横根中1725番地

氏 名 千頭和勝彦

生年月日 昭和29年4月17日

以下も同じでございますので、省略をさせていただきます。

次に同意第16号 身延町公平委員会委員の選任についてであります。

身延町公平委員会委員に下記の者を選任することについて、議会の同意を求めます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町釜額528番地

氏 名 赤池一博

生年月日 昭和24年1月1日

提案理由を申し上げます。

令和元年11月18日に委員の任期が満了するので、その後任委員を選任する必要が生じました。

については、委員の選任にあたり地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

同意案件については以上でございます。

なお、内容につきましては、議案説明書の7ページから11ページに記載されておりますのでご確認をいただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご同意をいただけますようお願いを申し上げます。

○議長（柿島良行君）

提案理由の説明が終わりました。

本案については人事案件のため、内容説明は省略します。

日程第20 発委第1号 身延町議会基本条例の制定についてを議題とします。

身延町議会基本条例策定特別委員会 福與委員長から提出理由および内容説明を求めます。

身延町議会基本条例策定特別委員会委員長 福與三郎君。

○10番議員（福與三郎君）

それでは発委第1号を上程いたします。

発委第1号

身延町議会議長 柿島良行殿

提出者

身延町議会基本条例策定特別委員会委員長 福與三郎

身延町議会基本条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項および第7項、ならびに身延町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

提案理由でございますけれども、議会活動の理念、原則及び制度などを定め、議員一人ひとりが職責を自覚し、議会改革を積極的に進める議会を目指すことから、身延町議会基本条例を制定する必要性が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

条例制定の背景等について申し上げます。

国から地方公共団体に権限が大きく移譲される中、地方議会が担う役割も大きくなってきております。これに対応して、議会改革を積極的に進める議会を目指し、議会からの情報発信などの取り組みが広がっております。

議員一人ひとりが、その職責を自覚し、議会改革の取り組みを継続し発展させることを目的として、議会基本条例を制定するものでございます。

条例の内容についてでございますけれども、前文、第1章総則第1条から第9章最高規範性第22条までの22の条文と附則で構成しております。

第1条で目的、第2条で基本理念を定めております。

第3条から第5条までは議会、委員会及び議員の活動原則を、第6条では議決責任を定め、議員責任について明記をしております。

第7条から第9条までは、町民と議会との関係を定め、より開かれた議会を目指すための規定となっております。

第10条から第12条までは、議会と町長との関係等を定めております。

第13条は、自由討議による合意形成を定め、議員間の討議拡大を重視し、町民に説明責任を果たす規定となっております。

第14条は議会改革の推進を定め、より一層の議会改革に取り組む規定となっております。

第15条から第19条までは、議会・議会事務局の体制整備を定め、議決機関としての体制整備等を規定いたしております。

第20条および第21条は、災害時の議員の体制整備、議員の行動を定め、緊急時の災害対応を規定している。

第22条は、町議会における最高規範であることを宣言し、議会に関する他の条例や規則などの制定等にあたっては、この条例との整合性を図ることを定めております。

なお、この条例の施行期日は令和元年10月1日から施行する。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

以上で身延町議会基本条例策定特別委員会委員長の提案理由および内容説明が終わりました。福與委員長、自席にお戻りください。

以上をもちまして本日の議事日程は終了しました。

これもちまして本日は散会とします。
ご苦労さまでございました。

○議会議務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時20分

令和元年

第3回身延町議会定例会

9月4日

令和元年第3回身延町議会定例会（2日目）

令和元年9月4日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	笠井 祥一
教 育	長	保坂 新一	総 務 課 長	村野 浩人
会 計 管 理 者		穂坂 桂吾	企 画 政 策 課 長	高野 博邦
交 通 防 災 課 長		千頭和康樹	財 政 課 長	遠藤 基
税 務 課 長		小笠原正人	町 民 課 長	望月 融
福 祉 保 健 課 長		熊谷 司	観 光 課 長	佐藤 成人
子 育 て 支 援 課 長		大村 隆	産 業 課 長	内藤 哲也
建 設 課 長		望月 真人	土 地 対 策 課 長	伊藤 天心
環 境 上 下 水 道 課 長		水上 武正	下 部 支 所 長	望月 由香里
身 延 支 所 長		鈴木 利規	学 校 教 育 課 長	伊藤 克志
施 設 整 備 課 長		羽賀 勝之	生 涯 学 習 課 長	深沢 教博

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 佐野 和紀
録音係 深沢 泉

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

冒頭ですが広報編集委員会 赤池委員長から広報の写真撮影のため、カメラの設置要望がありましたので、これを許可します。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告の1番、伊藤達美君の一般質問を行います。

伊藤達美君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

質問の通告書に従いまして、ただいまより一般質問を行います。

本日は4項目について、それぞれ3つの質問を行う予定でございますので、前向きなご回答等、お願いをいたします。

まず1番目でございますが、ふるさと納税と関係人口の増加策についてでございます。

ふるさと納税につきましては、地方出身者がふるさとに貢献するという趣旨で、地方税法の改正によりまして、平成20年度に始まったわけでございます。返礼品の充実で広く普及をいたしました。さらに本年度におきましては、6月1日に返礼品は寄附額の3割以下の地場産業産品に決定するとの法改正が行われました。

平成30年度は全国で5,127億円が集まりました。対前年度比で40%の高い伸びを示したわけでございますが、これはふるさと納税の定着に加え、6月の新制度のスタート前に行った駆け込みが影響したものでございます。

言うまでもなく全国的に見ますと寄附額は創設以来、毎年増え続けておるわけでございますが、そこで本町における直近のふるさと納税の状況についてご説明をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

ご質問のふるさと納税の直近の、平成30年度の状況についてお答えをいたします。

寄附件数は465件、寄附金額は1,860万5千円であり、平成29年度と比較しますと件数で104件の増加。金額で859万円の減少となっています。

平成29年度は寄附件数1件で1千万円の高額寄附があり、年度寄附金額は2,719万5千円となりました。この高額寄附分を除きますと1,719万5千円となり、平成30年度の寄附額は前年度比141万円の増加となっております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

一般的に消費者の商品の購入に関する姿勢、消費者ニーズでございますが、これはモノからコト、すなわち商品そのものからサービスの購入による体験に価値を見出す人も多くなってきております。

返礼品につきましては、納税額の30%以内と決められておりますが、本町にあってもこの範囲内で、より充実したサービスを含む地場産業産品を選択すべきであるというふうに考えますが、当局の見解をお聞かせ願います。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

本町におきましては、ふるさと納税返礼品制度導入時より返礼品の調達費は寄附額の30%以内としており、返礼品の種類はその取り扱いを始めた平成27年度から増加し、平成29年度には66種類でしたが、平成30年度には117種類となっております。

そのうち、コトによる体験型の返礼品は宿坊宿泊体験プラン、本栖湖でのウォーターアクティビティ体験教室など、20種類を町内事業者より提供していただいております。

ご質問の返礼品のモノからコト化は、今後もさらにニーズが高まると思われまますので、町内事業者に体験型の返礼品を提供していただけるよう働きかけ、これをきっかけとして本町を訪れていただくことによる関係人口の増加に期待したいと考えます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

続きまして、地方圏、田舎でございますけれども、人口減少、ならびに高齢化によりまして、地域づくりの担い手不足という大きな課題に直面をいたしております。ある意味では地域力の停滞、後退ということでございますけれども、こうした課題に対しまして、移住した定住人口でもなく、観光にきた交流人口でもない、地域と多様に関わる人たちである関係人口に着目をいたしまして、地域外からの交流の入口を増やすことが必要であるという報告書が平成30年1月に総務省、移住・交流施策推進検討会より国に提出をされております。

そして、このためには関係人口の増加策として、ふるさと納税の寄附者や地域にルーツがあ

る者、さらにはスキルや知見を有する都市部の人材などを対象にして地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけを提供する取り組みを進めるべきであるというふうに私は考えますけれども、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

議員がおっしゃるとおり、地域に関わってくれる人口を関係人口と呼び、お気に入りの地域に週末ごとに通ってくれたり、頻繁に通わなくても何らかの形でその地域を応援してくれるような人たちが関係人口と解釈されております。

町でも、これまで関係人口増加の取り組みとして、しだれ桜の里づくり事業や田舎暮らし体験施設を利用した移住促進事業に取り組んでまいりました。

また、ふるさと納税をしていただいた方々は、制度の基本に立ち返りますと、まさしく関係人口であり、この方たちに本町を訪問していただき、関わり方を強くすることにより、二地域居住、さらには移住につながることも考えられます。

現在、ふるさと納税者との関わり方として、納税時のポータルサイトに身延町からの情報提供を希望するか否かのチェック欄を設けており、平成30年度の情報提供希望者は全体の5%となっております。

情報提供の乱発は結果として、よい影響につながらないこともありますので、提供を希望するふるさと納税者や町外の桜の里里人に向けて、期待に沿うと思われる例えば町のイベント等の情報を精査して発信することを考えてまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

私は、ふるさと納税、これは寄附でありまして、本来であれば返礼品は不要であるというふうには思っておりますけれども、地場産業振興という意味においても、今現在、返礼品、地域産業の活性化にも通ずるという意味合いで大事なことではございます。そういう意味で、こういうふるさと納税寄附者については、継続的なつながり、きっかけをさらに深めていただくようお願いをいたしたいと思っております。

次に、下部農村文化公園の管理運営について、お尋ねをいたします。

下部農村文化公園「道の駅しもべ」は、平成5年4月に供用を開始いたしました。本年度で22年目を迎えるわけでございます。農林水産省の中山間地域総合整備事業の補助を受け、総事業費5億4千万円で建設をされました。その年に道の駅の指定を受け、より高い集客力を目指したわけでございます。

建物はふるさと振興館、そば処木喰庵、移築民家とバーベキュー施設等で構成をされております。管理運営は現在、指定管理者制度を採用いたしまして、農事組合法人下部特産物食品加工組合がその指定を受け、行っているわけでございます。

私は平成30年9月定例会におきまして、その管理運営について質問をいたしました。その中で集客を高めるため、外部の専門家を招致して定期的な経営診断等々が必要だと思うが、実

際行っているかとの問いに対しまして、利用状況の低迷を踏まえ、今後は第三者機関による経営診断も必要と考えているとの回答をいただいたわけですが、それ以後、第三者機関による経営診断等を行うよう、管理者を指導したかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

お答えします。

平成30年第3回定例会において質問をいただき、利用状況の低迷を踏まえ、第三者機関による経営診断も必要であると答弁させていただいたところですが、町では指定管理者である農事組合法人下部特産物加工組合に対し組織体制、事業内容、経営状況等、ヒアリングを実施しました。

聞き取りの中で、組合員の高齢化による組織の脆弱性が懸念される所であり、当面は組織強化を図ることを優先し、その後、第三者機関への相談を考えていることとなります。

今後、運営について意欲は感じられるため、中部横断自動車道、国道300号、中ノ倉バイパスの完成による動線の変化に対応し、より集客が図られる組織運営がなされるよう、町としても指導・助言していきます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

経営指導等に当たりましては、徹底した町としての考え方を示していただいて指導をしていただくようお願いをいたします。そのためには、外部からの専門家の登用が私は必要であるというふうに考えております。

次に昨年9月の定例会におきまして、さらに私の質問の中で、町としては新たなコンセプトのもとに、この施設のリニューアル等を考えているかとの質問に、今後のあり方については木喰の里微笑館との連携も含め、外部有識者を含めた検討委員会の設置による協議が必要であるとの回答をいただきましたが、検討委員会の設置についての現状における考え方をお示し願います。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

お答えします。

下部農村文化公園は建築から22年が経過し、全体的に経年劣化が進み、ホタルドームについては使用していないこともあるため、施設のリニューアル、更新など近い将来、必要な状況であると考えております。

まずは当施設だけでなく町が所有する町全体の施設のあり方、将来像を踏まえた上で、下部農村文化公園の今後の方針を立て、外部有識者を含めた検討委員会を設置したいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

あまり難しく考えないで、いろんな外部の人たちからの意見を参考にして、前向きな検討委員会の設置を、さらに私はお願いするものでございます。

ところで、施設の管理運営につきましては、平成18年4月から農事組合法人下部特産物食品加工組合が指定管理者として業務を担っておるわけでございます。現在4期目でございまして、契約期間は来年3月31日までとなっておりますけれども、現状の運営方法に対する評価を踏まえて、今後管理者の選定をどのように進めていくのか、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

お答えします。

現在の指定管理業務については、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例第5条の指定管理者候補者の選定の特例により、農事組合法人下部特産物食品加工組合を選定し、令和2年3月31日に満了します。

次期選定の方法については、条例に基づき公募等も含め、これから協議・検討をまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

やはり私は道の駅しもべ、少しでも大勢の集客を得るように前向きな試行錯誤、検討をしていただくように、そして町の指導を徹底していただくようお願いをいたしたいと思います。

引き続きまして、指定管理制度の運用についてお尋ねをいたします。

民間企業等を受け皿とする指定管理者制度が平成15年9月、地方自治法の一部改正により創設されたわけでございます。これは地方自治体の集客施設等の管理運営については、公的資金の負担を軽減するとともに、サービスの向上を高めるため、民間の手法を用いて弾力性や柔軟性のある施設運営を目指すことを主たる目的としているわけでありまして。この制度は多くの自治体により導入され、一般的に採用されているわけでございますが、町内におきましても12施設、市之瀬味噌加工所など小規模施設7カ所、ゆばの里とよおかなど比較的規模の大きな集客施設5カ所において導入をされておりますけれども、指定管理者の選定に当たっての審査基準についてお尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

お答えをいたします。

指定管理者の選定につきましては、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例、ならびに身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則に基づいて行っております。

まずはじめに指定管理者の公募を行い、意欲のある団体から指定管理の申請書を提出していただき、選定の基準に照らし総合的に審査を行います。

審査の基準といたしましては、1. 利用者の平等な利用確保およびサービスの向上が図れるものであること。2. 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。3. 公の施設の適切な維持および管理にかかわる経費の縮減が図られるものであること。4. 公の施設の管理を安定して行う人員、資産、その他経営の規模および能力を有しており、または確保できる見込みがあること。以上4つの項目について指定管理者の選定に関し、学識経験者による審査を行う指定管理者選定委員会において事業計画、収支計画等について直接聴取により審査を受け、指定管理候補者の選定をしたのち議会の議決をいただき、指定管理者の指定をされることになっております。

なお、特例といたしまして1. 公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効率的かつ効果的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度、期待できるとき。2. 申請がなかったとき、または選定の結果、候補者となるべきものがなかったとき。3. 指定管理者候補者を指定管理者として指定することができなくなり、または著しく不適當を認められる事情が生じたときは、町長は公募によらない選定を行うことができることとなっております。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

指定管理の選定にあたっての審査基準、今、総務課長が述べたとおりでございます。これを、審査にあたっては、ぜひとも厳しく審査していただくようお願いをいたしたいと重ねてお願いを申し上げます。

次に管理者の採用にあたっては、先ほど課長が述べたとおり身延町公の施設に関する指定管理者選定委員会による審査がありまして決定がなされるわけでございます。しかしながら、指定以後であっても、指定管理者に採用されている団体等の管理手法が適切なものであるのかどうか検証することは、これは町民の視点から見ても極めて大事なことだというふうに私は常々考えております。

町の担当課は協定書締結後、指定管理者の施設の運営方法や経営状況などについて、定期的にモニタリング（検査）等々をしているか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

伊藤議員ご指摘のとおり、協定締結後も管理業務の適正を期するため、管理業務および経理等の状況について必要に応じて報告を求め、あるいは実地調査を行い必要な指示を行うことができることになっており、必要に応じ調査等を行っており、指定管理施設を数多く担当しておりますので、観光課からお答えさせていただきます。

伊藤議員ご指摘のとおり指定管理締結後も各担当課において検証等を行っております。参考例といたしまして、NPO法人みのぶ観光センターが指定管理を行っております、みのぶ自然

の里につきましては、予約状況、利用状況の分析や事業のPR方法、アンケートの分析など集客や利用者の増加に向けて定期的に行ってまいります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

定期的に検査をしているということでございますけれども、私はその指定管理者の財政基盤はどうか、あるいは人材はどうか、あるいは資金的な力量はあるのか等々も含めて、私は検査をしていただきたいというふうに常々思っております。

次に指定管理者の指定手続きにつきましては、先ほども述べられたとおり身延町の公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条で、公募方式が採用をされております。これは私が推測するに管理運営に当たっては、指定管理者に人材や資金力、ノウハウなどトータルな経営力が求められるからであるというふうに推察をするものでございます。

しかしながら、今まで比較的規模の大きな集客施設に関して指定管理者を公募したわけでございますけれども、残念ながら町内外の複数の団体や企業からの応募はございませんでした。条例施行規則第2条で、公募の方法について規定はされておりますが、町内外、とりわけ町外の団体や企業に対する、私は周知が必ずしも十分行われていないのではないかというふうに危惧するものでございますが、周知の方法等について当局の見解をお伺いいたします。

なお、先ほども申されたとおり条例第5条第1項では、公募によらない選定を行うことができると規定をされておまして、このことは地域住民との共同作業で管理運営を行うことが地域経済の活性化に、より貢献できるからだと推察をいたすものであります。農産物加工施設でありますとか直売所など小規模の施設がそれに該当するということを付け加えておきます。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

指定管理施設等を数多く担当しておりますので、このご質問につきましても観光課から答えさせていただきます。

指定管理者の選定につきましては、先ほどの総務課長からの答弁と重なりますが、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例、ならびに身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則に基づいて行っております。

公募につきましては、施行規則第2条で公募の方法が定められており、告示するとともに町の広報、またはホームページへの掲載等、必要な措置を講じなければならない。と規定されており、これまでもホームページにより公募を行いました。町外からの応募はございませんでした。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

先ほど述べたとおり、施行規則で公募の方法について規定をされておりますけれども、それ

以上にやはり私は県内外の企業、団体等に積極的にPRする、そういう姿勢が必要であるというふうに思いますので、これからぜひともそのようなアクションを起こしていただきたいと思う次第でございます。

引き続きまして、あけぼの大豆振興事業についてお伺いをいたします。

身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、農業振興による新たな地域産業と雇用創出を基本的なテーマの1つとしております。そして農業振興による六次産業化のための事業として、あけぼの大豆など農産物の栽培や加工品の開発などへの取り組みを支援し、新規就農者の拡大や担い手の育成を図るなどと具体的な振興策を明記しております。これに基づきまして、予算化されましたあけぼの大豆振興事業に関連する5年間、平成27年度から平成31年度、総事業費は2億4,170万7千円でした。平成30年度、平成31年度は実績ではなく予算でございますが。そのうち国・県の補助金が1億1,554万4千円でございます。これは先ほども申したとおり、平成27年度から平成31年度までの国の第1期創生総合戦略に基づいて実施されたものであり、今年度が最後の年となるわけでございます。このため来年度につきましては特別な事由がない限り、国の補助金は期待できないわけでございます。

あけぼの大豆振興事業につきましては、緒に就いたばかりでございます。地域産業、基幹産業として育成していくためには、私は事業の継続性が極めて重要だと考えております。

このような中で、来年度の予算措置についての基本的な考え方について、まずお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

あけぼの大豆の振興事業については、身延町まち・ひと・しごと総合戦略に位置付け、地方創生推進交付金等、各種補助事業を活用し、あけぼの大豆拠点施設の整備、種子試験圃場の整備、加工品の製造・販売など六次産業化を進めております。

また、身延町あけぼの大豆振興協議会と連携して、あけぼの大豆の品質向上、生産拡大、GI（地理的表示）の取得、ブランド化に取り組んでいるところです。さらに町内において耕作放棄地が増加している中、あけぼの大豆の生産は拡大しており、農業振興に大きく寄与しているところであります。

こうした取り組みにより生産者の高齢化、種子の安定供給など課題はありますが、年々あけぼの大豆の人気と需要は高まっており、あけぼの大豆産地フェアにおいては静岡県、神奈川県など近県からの来訪者が増えており、県内外において知名度が上がってきております。

今後さらに事業を展開するため、国の第2期創生総合戦略の動向を注視し、活用可能な国・県の補助制度を模索し、予算編成に取り組むと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

次にあけぼの大豆拠点施設でございますが、この拠点施設につきましては、身延町伊沼にありまして、旧原小学校を、未利用施設でございましたけども活用するというところでございます。

が、その拠点施設の内容につきましては、あけぼの大豆の集荷および選別、それから出荷調整、さらには加工品製造、それから有利販売、地場産業の活性化に関することなどを実施するために、これは設置をされたものでございます。

平成30年度で拠点施設におけるハード面の整備は、ほぼ終了したものであるというふうに理解をいたしております。これからは商品開発でございますとか、販路開拓などソフト事業が中心となるやと思います。

かかる事業におきましては、これは収益性を高めるために民間企業のノウハウ等を積極的に活用する必要があるというふうに私は考えております。しかしながら現状の経営形態では、その成果を期待することは、これは容易ではございません。

今後、この拠点施設をどのように運営していくのか、また運営組織体のあり方を含めてお問い合わせいたします。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

お答えします。

ここまでソフト事業としては消費拡大、販路促進、付加価値向上を図るため加工品の商品開発、ブランドサイトの開設、パンフレット製作等、地方創生推進交付金事業を活用し、コンサルタント委託により実施しております。

現在、施設の運営は町が直営で実施しておりますが、ご質問のとおり収益性を高めるためには民間企業のノウハウを積極的に活用する必要があると考えております。

幅広い事業展開を図るため民間との協働など、その方策について検討しているところです。以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

最後になりますけれども、あけぼの大豆の振興策に関連いたしまして、第1期総合戦略が終了いたしますことから、新たな生産販売体制を含む中長期的なビジョンの策定が私は必要であるというふうに考えておりますが、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

本年度最終年度となります第1次身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、農業振興による新たな地域産業と雇用の創出として、あけぼの大豆の生産拡大、六次産業化事業など振興を図ってまいりました。これまでの取り組みにより、先ほども課長が答弁しましたとおり、町民に深く認知され、町内全域で栽培されるようになり、生産量の増加につながったところです。あけぼの大豆の持つ大きくて甘い特性は、消費者に広く定着しつつあるものと実感しているところであります。

今後は生産基盤の強化、担い手の育成により生産量の増加を図るとともに身延町特産あけぼの大豆をさらに広めていくため、第2期総合戦略の計画に位置付けて、これまで以上に事業を

拡充していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今、言われたとおり前向きに事業の推進をしていただくようお願いをいたしますけれども、そのためにはやっぱり民間の力をどういうふうを活用するかということが極めて大事でございます。外部からの人材登用も含めまして、いろんな集客施設に関する事業がありますけれども、立ち止まっていたはいけません。前向きに考えて試行錯誤する中で新たな展開を、スピード感を持ってしていただくように、私はお願いをいたしまして本日の一般質問を終了いたします。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君の一般質問を終わります。

ここで20分間、暫時休憩とします。

再開は10時とします。

休憩 午前 9時38分

再開 午前10時00分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次は通告の2番、上田孝二君の一般質問を行います。

上田孝二君の質問を許します。

登壇してください。

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

私は3つの項目について、質問をいたします。

三沢川・常葉川の河床問題について。2番目は鳥獣被害について。3番目はゴミのポイ捨てについてであります。

それでは記憶に新しい災害は九州北部豪雨であり、8月27日（火曜日）から佐賀県、福岡県、長崎県を中心とする九州北部で発生した集中豪雨による災害です。

27日から29日にかけて対馬海峡から九州北部にかけて秋雨前線が停滞し、北上と南下を繰り返し集中豪雨をもたらし、新しい言葉を聞きました、線状降水帯という言葉は初めて耳にしたところであります。この集中豪雨は雨の降り始めから総雨量が500ミリを超える大雨になりました。

気象庁は特別警報、警戒レベル5「命を守る行動」を発表し、直ちに命を守るための最善を尽くす必要があると呼びかけました。いったん雨が弱まっても再び同じ場所で繰り返し雨が強まる恐れがあり、河川決壊がいつ起きてもおかしくない状況で、土砂災害警戒区域や浸水想定区域など土砂崩れや浸水による何らかの災害が発生している可能性が極めて高くなると呼びかけました。

この九州北部の発生した集中豪雨による被害は死者が3人、行方不明が1人、ケガをした人

が3人、住宅被害は全壊が1棟、一部損壊が4棟、床上浸水が535戸、床下浸水が1,179戸という甚大な被害をもたらしました。

本町において、いつどのような豪雨による災害があるかどうか分からない現在、災害がいかにかきないようするには、速やかに対処すべきものをしないとならないということで質問をします。

それでは通告1番、三沢川・常葉川の河床問題について伺います。

三沢11組、私の住んでいる地区の店向というところであります。三沢橋下流において、特にJR身延線、久那土駅から市川三郷町の鴨狩の町境までの河床がかなり上がって、台風が来るたび県道市川三郷身延線の三沢地内、三沢屋石油前の県道が決壊する恐れがあり、私も現役の時代、消防ではいつも見回っていました。

今年7月に県の仕事で、身延町三沢の町境から下流の三沢川で市川三郷町鴨狩のほうの河床を下げる工事を行いました。しかし町境上流、三沢地区のほうは未着工であります。これから台風シーズンに向けて、町ではどのように考えているか質問します。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

一級河川三沢川は山梨県知事が河川管理者となっており、県は洪水などによる災害の発生を未然に防止し、公共の安全を保持するため適正な管理に努めています。

しかしながら、河川の流れや河床の状況の変化といった経年変化により河床は変動し、また近年の集中豪雨や台風などの大雨の影響により河床の上昇が見受けられます。特に河床の上昇が顕著である町境から峡南高校前までの間につきましては、今まで県に再三お願いしてきたところですが、今後3年間で適正な河道を確保するため浚渫工事をする聞いております。

町でも県と連携を図りながら状況に応じた整備、ならびに管理をお願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ぜひとも一日も早い工事着工をよろしく申し上げます。

それでは次に、常葉地区出口から竹之島集落の間の河床問題について質問をいたします。

今まで一向に解決されない河床問題なんですけど、昨年、台風で水かさが増し交通止めになり、本町ではこの常葉地区の警戒レベル3ということで、避難準備、高齢者避難開始を発令しました。

私は、あの大雨の中、それも夜中に常葉地区の避難所まで避難できるのかという不安がよぎりました。道路の状況が分からない状況で、高齢者の避難に対し、何もなかったということで安堵しました。

栃代川と常葉川が合流し、あの地点は川幅も狭く、また常葉川の濁流はものすごく、過去にはあの場所で自動車修理工場の駐車場の護岸が削られ、それを知らなかった工場の奥さんが自動車を避難させようとしたとき、自動車とともに常葉川に転落し尊い命を落とした事例もあり

ます。

8月の台風10号では、本栖湖から北川間の国道300号が交通止めになりました。竹之島地内は交通止めにはなりませんでしたが、国道300号の出口交差点、信号から竹之島橋まで国道の法面と常葉川の河床掘削および護岸工事を早急にすべきではないかと思えます。町はどのように考えていますか。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

一級河川常葉川も三沢川と同じく、山梨県知事が河川管理者となっております。国道300号、新常葉川橋前後850メートルにつきましては、県の河川改修区間となっており、山梨県において河床の掘削、護岸工等の整備計画があります。

町も区からの要望も受け、毎年整備計画の早期着手を県に要望しておりますが、整備に着手するまでの暫定措置として小林自工さん前に護岸の嵩上げや一部浚渫工事を実施しております。

住民の皆さまが安心して暮らせるよう、今後も引き続き本整備を早期に着手できるよう要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

これについても、一日も早い着工をお願いいたします。

それでは次に2番、本町の鳥獣害についてに移ります。

本年度の本町の鳥獣害の現状と各地区被害状況、町のイノシシ、シカ、サル、カラス等の捕獲数について伺います。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

お答えします。

本年度の被害状況は、中富地区ではニホンジカによる大豆の食害が発生しています。身延地区ではイノシシによる畑の掘り返しの被害やニホンザルによる野菜類の被害が発生しています。下部地区でもニホンジカによる水稻などの食害やニホンザルによる野菜の被害が発生しています。

本年度の捕獲状況は7月末時点でニホンジカ358頭、イノシシ147頭、ニホンザル37頭、カラス0羽となっております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

私の住んでいる三沢地区でもイノシシ、シカ、サルといった被害が大きく、お年寄りが丹精込めて作った作物が収穫する寸前にシカ、サルに荒らされ収穫ができない現状です。

本町全域で深刻な問題になっているサルの被害について、地域住民からの相談、苦情等はありませんか。

サルによる農業被害額は、特にあけぼの大豆、その他野菜等。

本町のサルの生息分布状況を町では把握しているのか。

本町は、どこの地域でもサルの被害について大変苦慮をしていると思います。昨年、旧町に1基ずつ配備した囲い罠ですが、広大な身延町にはもっと必要ではないか。

また、囲い罠はそれ自体が高額であり、簡単に導入はできないと思いますが、サルの捕獲に有効な囲い罠をもっと導入する計画はないか。

それと囲い罠の設置についてですが、設置期間は捕獲するまでの設置ではなく、設置して2カ月ぐらいを目安として移動したらどうか。

サルの行動範囲はどのくらいか分かりませんが、近隣の町と連携してサルの駆除をする計画はないかを質問します。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

お答えします。

住民からの相談は数件受けております。その都度、担当者が聞き取りや現地を確認し対応しています。

ニホンザルの被害額は、平成30年度は大豆や野菜類等で約268万円となっています。ニホンザルの分布状況ですが、平成29年度に各集落の区長にアンケート調査を実施し、町内ほぼ全域でニホンザルの出没が確認されております。

囲い罠については現在3基を保有しており、旧町に1基ずつ設置しています。設置、移動に関しては猟友会と相談しながら決めております。

今後、囲い罠を運用する中で町民の要望等も踏まえ、設置期間や囲い罠の追加購入についても検討していきたいと考えています。

近隣の町との連携については、情報共有を図りながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ぜひともそういうことで、よろしくお願いします。

それでは次に中山間地域総合整備事業で行った鳥獣害防除柵、電気柵設置状況と設置した各地区の管理はどのようになっているか。また、これに関して町は把握しているか。

中山間地域総合整備事業、鳥獣害防除柵の設置希望の地区は多くあると思うが、過去には山間部集落において鳥獣被害だけだと、たかをくくっていた平地に住む集落で、当時行われたワークショップにおいても鳥獣害防除柵の設置を希望していませんでした。

しかし、どの集落でも10数年経った今では、地域住民が高齢者になり、また鳥獣が平地の畑まで下りてきて作物を食い荒らし、農作物の収穫ができなくなった。また、シカ、イノシシが住宅の庭先まで出没しているという情報もあります。

広範囲に出没する鳥獣被害防除に対し、今後どのような整備補助事業があるかどうか、お聞

きします。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

中山間地域総合整備事業において、北部地区（旧下部町、旧中富町）が平成22年度から令和元年度、南部地区（旧身延町）が平成27年度から令和4年度までの計画で鳥獣害防止施設を整備しております。

平成30年度までの実績として北部地区5万3,366メートル、南部地区4,858メートルを実施しております。

整備に当たっては1. 受益者エリアの全員の同意、2. 管理者名簿の作成、3. 管理規約の作成、4. 維持管理体制の確立が条件となっており、これをもとに町と獣害防止施設設置に関する協定書を締結し実施しております。完成後は管理委託契約を締結し、各地区で管理していただいております。

なお、協定書の中で毎年、年度末に維持管理簿の提出を義務付けております。

その他の鳥獣害防止施設の整備事業ですが、県単鳥獣害防除事業がありますが、基本的には農振農用地内受益者面積が1ヘクタール以上となっております。また、町単独事業で有害防除用施設設置補助制度がございます。ご指摘のとおり鳥獣害防除施設の設定希望の多い状況の中で、中山間事業に代わる後継補助事業を今後、国・県に要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ぜひとも、この整備事業について県、また、うまい補助事業を探していただきまして整備できるような努力してください。よろしくお願いいたします。

それでは、3の河川敷に住み着いたシカ等の対策について伺います。

昨年の各種団体と議員との懇談会で、農業委員・農地利用適正化推進委員の話し合いの中で富士川河川敷に生息しているシカの被害のため、河川の草刈りの陳情要望書を毎年、国交省に出しているということがありました。しかし、許可が出ないということです。また、富士川の本の伐採を国交省に要望しても伐採はしていただけないとの意見がありました。

下山、帯金、大島の富士川河川敷はシカ等鳥獣の住み家になっております。各地区の情報でも河川敷からイノシシやシカが侵入し農作物を食い荒らし、せっかく収穫しようとしている矢先に荒らされて収穫ができないといった話を聞いています。

河川敷に生い茂るカヤ、偽アカシアの木を除草、伐採、焼却などができないか。また、偽アカシアの木はカワウの住み家にもなっております。カワウの被害は、富士川のアユ釣りにも影響があるのではないかと思います。

先日、昼間の時間帯ですけど、私と孫が国道52号、西嶋バイパスを鰍沢のほうから自宅に向けて走行中、孫が富士川の河川敷にシカがいるのを見つけました。また、私に教えてくれ、私も確認しました。

そんな中で笛吹市石和地区、市川三郷町高田地区の笛吹川の河川敷、中央市の田富地区、南

アルプスの南郷地区の釜無川の河川敷では、カヤ等の焼き払いをしているように見えます。

本町で流れる富士川の河川敷は大変長く広大ですが、峡南広域消防担当地区の消防団に協力をお願いし、年1回でも河川敷の焼却作業ができないか伺います。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

お答えします。

富士川の河川敷にニホンジカ等が住み着き、なんとかしてほしいと何件か要望が寄せられています。町でも管理者である国土交通省にお願いして伐採をしていただいた経緯もございますが、今後も引き続き獣の住み家とならないよう適正な管理をお願いしていきたいと考えております。

河川敷の焼却作業については、延焼の危険性があることから慎重に検討する必要があると考えています。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ぜひとも、焼却作業ができなかったら町を挙げて、そのカヤ等の草刈り作業をやっていたきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは次に、3のプラゴミのポイ捨てについてに移ります。

本町では、家庭ゴミとプラゴミの分別収集が行われていて、それぞれ効果が出ているのは承知しております。しかし、県道市川三郷身延線の道路脇に家庭ゴミが捨てられています。現在、このようなモラルの低下が残念に思いますが、本町の取り組みについて伺います。

○議長（柿島良行君）

水上環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（水上武正君）

お答えいたします。

本町の取り組みとして、自分たちの町は自分たちの手できれいにすることを目的に毎年、町内一斉環境美化活動月間とし、5月1日から6月30日に町内各地において美化作業を行っています。また、身延山クリーン大作戦、本栖湖西岸クリーン大作戦などゴミの不法投棄に対しても取り組みを行っているところでありますが、撤去してもなおゴミの不法投棄がなくなるという状況は非常に残念に思うところであります。

このような状況を踏まえ、地域との協力連携の上で町全体で取り組むべく毎年各区の区長の皆さまに身延町自然環境監視員の委嘱をさせていただき、自然環境を損なう行為等の予防および防止等の啓発に努めていただいているところでもあります。

また、山梨県および南部警察署、鯉沢警察署、峡南5町により峡南地域廃棄物対策連絡協議会を構成し、不法投棄等を未然に防ぐための看板およびフェンスの設置、廃棄物監視員による不法投棄防止等パトロールの実施、不法投棄物の撤去および処理等に取り組んでいるところでもあります。今後も引き続き関係機関と連携を深め継続的な取り組みを実施してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

よろしく申し上げます。町内一斉の河川敷等の空き缶、ゴミ拾いの各地区からの住民参加数と実績数量はどうなっているか、教えてください。

○議長（柿島良行君）

水上環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（水上武正君）

お答えします。

先ほどお答えしましたが、本町におきましては毎年5月1日から6月30日に町内環境美化活動として、町内各地において美化作業を行っていただいています。

平成30年度の実績になりますが、参加人員延べ2,969人、ゴミ回収量は約5.5トンであります。環境美化活動以外では身延山クリーン大作戦、本栖湖西岸クリーン大作戦、合わせての実績になりますが参加人員延べ218人、ゴミ回収量は約300キログラムであります。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

それでは次に一級河川富士川等、町内に流れる河川のプラゴミ対策について伺います。

7月だったんですが、本庁駐車場から富士川を眺めたときにかなりプラゴミ等が上流から流れ着いていたのを私は見ました。しばらくしたら、国交省だと思んですけども、そのゴミを回収してくれました。本当にきれいになって、今、現状もきれいになっております。

大雨が降ればプラゴミは富士川を流れ海に流れ着く。海の汚染を河川上流に住むわれわれが責任を持たなければならないと思います。この環境問題を山梨県、また各市町村と連携を含め、どのように取り組んでいるか、質問をいたします。

○議長（柿島良行君）

水上環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（水上武正君）

お答えいたします。

プラスチックは、われわれの生活に利便性をもたらしている有用な物質であります。他方で海洋に流出すると長期間にわたり環境中に留まります。現在、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックゴミが海洋に流出していると推測されています。

このような中、国では本年5月に海洋プラスチックゴミ対策アクションプランを作成し、ポイ捨て、不法投棄、非意図的な海洋流出の防止、関係者の連携協議など8項目の対策を挙げたところであります。

重要なことは、プラスチックゴミの海への流出をいかに抑えられるかだと考えます。本町におきましては、ゴミの分別に率先して取り組んでおり、先ほど答弁いたしました山梨県南部警察署、鰍沢警察署、峡南5町で構成しています峡南地域廃棄物対策連絡協議会と連携し、町内のゴミ減量化にも努めているところであります。

今後も国、県と連携をし環境問題に取り組んでまいりたいと考えています。
以上であります。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

分かりました。次に町道・林道への粗大ゴミ不法投棄の現状ということで、本町では先ほど課長が申したとおり、身延町自然環境監視員を選任して自然環境、不法投棄、空き缶およびその他の容器等の投棄を予防および防止等の啓蒙に努めていただいております。

そこで町道および人里離れた林道への粗大ゴミの不法投棄はないか、現状はどうか伺います。

○議長（柿島良行君）

水上環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（水上武正君）

お答えいたします。

町道・林道を問わず町内全域でのゴミの不法投棄等につきましては、町民からの通報や峡南地域廃棄物対策連絡協議会での廃棄物監視員による年間を通してのパトロールの実施等、町の職員による確認、回収作業等を行っております。

平成30年度の年間処理量につきましては可燃ゴミ、不燃ゴミ、廃家電、タイヤ等、町内全域において約55カ所、約8トンを回収いたしました。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ありがとうございました。今後とも町内の環境保全をよろしくお願ひし、以上で私の一般質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開を10時50分とします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時50分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次は通告の3番、野島俊博君の一般質問を行います。

野島俊博君の質問を許します。

登壇してください。

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

通告に従い一般質問を行います。

健全で持続可能な行政経営を目指すまち身延と題して一般質問を行います。

まず町の魅力を高める情報発信の推進について、行政サービス提供についてを聞いてまいります。

基本施策は地域の特性を生かし、町の魅力を高めるために多様な情報発信手段を活用しながら行政情報やまちづくりに関する情報を正確かつ速やかに発信することが求められております。

その広聴活動は、1つは広域自治体を巡る大きな社会状況の変化であり、大きな話題となるなど改めて都道府県市町村の役割のあり方が問われているところでもございます。

行政はその要望を的確に捉える必要があり、その役割を果たすのも広聴であります。

2つは行政と住民を取り巻く環境の変化であります。行政と地域の住民が連携・協働しないと解決できない課題も増えてきております。

住民側ではNPO・ボランティアが大きな役割を担うようになり、行政はその要望を的確に捉える必要があると考えます。その役割を果たすのも広聴であります。

ここで現状と課題について考察してみますと、行政情報が公開され透明性が確保された上で町政や地域に関する情報の共有化を進め、町政への理解および参画を促進することが必要となっております。

近年、ボランティアなどの各種団体がさまざまな地域の課題を自発的な取り組みによって解決していこうとしております。

今後さらに多様な主体がまちづくりに関わるができるよう、町民地域と行政のさらなる情報の共有化を図る必要があります。

本町では行政情報やまちづくりに関する情報を分かりやすく発信することに努めておりますけれども、今後もさらにまちづくりへの関心を高め、積極的な参画を図り、協働のまちづくりを進めていくためにも、町民ニーズの的確な把握と町民の意見を町政に反映できる広報広聴体制を推進していくことが大変重要であります。そして必要なことであると考えますけれども、いかがでしょうか。

要は町政やまちづくりについて、包括的に分かりやすく情報発信することが求められているのではないのでしょうか。

さて、今後においてもさらに町への愛着や誇りを高め、定住人口の確保につなげていくためにシティプロモーションの視点、いわゆる選ばれるまちを目指すため、町の魅力を地域ブランドが一段上の状態に昇華させ、町内外に総合的かつ戦略的に発信することが肝要であります。

町の魅力を町内外に積極的に発信することにより、町の認知度を向上させ、選ばれる自治体になっていく必要があると考えますけれども、いかがでしょうか。

次に本町においても行政評価システムを運用することで、町民サービスや行政活動の費用対効果をさらに高め、町民本位のサービス提供に努めておりますが、それは何を問うかを考えてみますと1. 町民満足度は常に向上しているのかを問い、1. コストは改善しているのかを問い、1. 仕事の企画や効率化は行われているのかを問い、1. 職員能力向上や組織活性化はなされているのかという4つの視点について考えなければなりません。その目的は成果重視型の行政経営へのシフト、町民に対しての説明責任、職員の意識改革、マネジメントサイクルの締約化が挙げられます。

それでは質問に移ります。

質問1の1、行政サービス提供について質問します。

小さな行政、少ないコストでいかに良いサービスを提供できるのかの追求の考えを聞きます。

回答をよろしく申し上げます。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

お答えをいたします。

地方自治法第2条第14項に、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに最小限の経費で最大の効果をあげるようにしなければならないと規定されております。目的達成のためには職員の創意工夫と行動・意識改革が必要となるため、その取り組みとして身延町行政改革実行プランを用いております。

職員は課題を見つけ、自ら積極的に課題に取り組み、業務の改善につなげるとともに、町民一人ひとりにとって、より一層の満足度の高い住みやすい町にするため、すべての職場で「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった身延町」の実現を目指し、事務事業の改善を推進してまいります。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

さて4つの視点のフレームワークとして、1. 財務の視点については、町の財政健全化に寄与するために組織として重点的に取り組む課題は何か。それは、今も話されていましたが、コスト効率は改善したのか。財政健全化につながったのか。そして単位当たりのコスト、各種財政指標の状況等を見る必要がありますが、総合計画の実現であり、それがすなわち町民満足度実現となると考えます。

次に質問1の2に移ります。町民の視点について聞いてまいります。

視点としてはお客さま、いわゆる町民の視点であり、内容は地域の課題を解決し、町民満足度を高めるために重点的に取り組む施策は何かを問うことであります。

求める事項は地域の課題を解決し、町民満足度を高めるために重点的に取り組む施策は何かを問うことであると考えますが、求める施策の結果は町民ニーズが反映されたのか、事務事業の業績は向上したのか、町民満足度は向上したのかを問うことになります。

それでは質問に移ります。

質問1の2、住民がいかに住みよい・住みやすいかをすべての価値基準として行政サービス追求の考えを聞きます。回答をよろしく申し上げます。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

お答えいたします。

住民サービスのレベルを向上させ、より多くの住民に満足をしていただくため、住民の視点に立ち、政策立案、形成能力を発揮し、問題解決に対する取り組みを推進するため、目標管理型人事評価制度を導入しております。住民の皆さまが何を求めているのかなど、常に住民視点に立って、より多くの皆さまに満足していただくことを念頭に業務に取り組んでおります。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

行政は町民視点、経営視点に立った行政運営を行う必要があります、町民は町民視点のまちづくりが行われているのかという町政に関心を持つことが大変重要であります。

推進施策は、より実効性の高い行政運営確立が必要であると考えますがいかがでしょうか。求めることは、例えば現状取り組んでおられるPDCAサイクルに基づく事務事業の継続的な改善、見直しを行うとともに町民に対する説明責任を果たす仕組みづくりの強化が求められております。そして多様化する町民ニーズに対し、これまで以上に的確に対応できる豊富な知識や高い能力を持った職員の育成を図ることが最重要課題であると思います。また、必要であると考えます。

それでは、次に質問1の3に移ります。業務プロセスの視点について聞きます。

視点としては町民満足度の向上やコスト削減のため、業務プロセスや執行の方法で特に取り組むべき課題は何かと題して聞いてまいります。

町民満足度の向上やコスト削減のため、業務プロセスや執行方法で特に取り組むべき施策は何かを問い、それはまず官民の役割分担、そして企画立案、プロセスの明確化であり、そしてスピードアップと効率化であり、さらに苦情への対応と反映であります。

さらに町民視点のまちづくりが行われるよう町民は町政やまちづくりに関心を持ち、行政は町民ニーズに応じた行政運営を行うことが必要と思われまます。

それでは、ここでまた質問に移ります。1の3、効率的、利便性の高い行政サービスプロセスの追求の考えを聞きます。よろしく回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

お答えいたします。

住民の視点に立ち、行政として取り組むべき住民ニーズを選択し、その選択したニーズを組織的に取り組むため、事務事業事前評価を行っております。常に目的と手段の関係を十分に認識し、職員が日常的に行っている業務が目標達成にどのような役割をするのか、職員自らが知恵と工夫による計画づくりを目指すとともに、行政システムの効率化を図ってまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

私は視点として、町民満足度の向上やコスト削減のため業務プロセスや執行方法で特に取り組むべき課題は何か、それはサービスの向上でアカウントビリティ、例えば企業、団体、政治家、社会に影響を及ぼす組織で権限を行使するものが従業員、職員といった直接的関係を持ったものだけでなく、消費者、取引業者、銀行、地域住民など間接的関わりを持つすべての人々に対してビジョンと戦略を達成するため、いかに組織の活性化を図り、職員をスキルアップするかを問い、要は腕前を上げること、さらに技術力を高めること、このことは職員意識の変革、前向きな職場風土、そして人的スキルアップにつながり、さらに職員の行政経営力の向上、リー

ダーシップの発揮、創造性を大切にされた職場風土をつくる前提となるのではないのでしょうか。

一過性に終わらず、人材組織が成長していく戦略思考のマネジメントシステムとしての重視が問われることとなります。要は、行政評価は実現への最重要なツールであると考えます。

業務プロセスの視点の目的実現のために、ベースとなる力をどのように向上させていくかという視点となります。職員の意識改革、組織人としての基本動作、人材の専門能力、リーダーシップ、組織風土、情報システムなどが主なテーマとなります。

このように4つの視点はそれぞれ独立した並列の関係ではありませんけれども、財務はあくまで実態活動の結果ですから、それを向上させるためにはまず何が必要であるかを考えると、それは自治体経営の源泉となる町民に直結するのではないのでしょうか。そして町民に、より高い価値を与えるためには、庁内での業務プロセスのあり方を変える必要があり、さらにそのためには人的な変革が必要でございます。逆の流れも同様な因果関係がございます。

例えば人的な変革は、単に特定の職員だけが俗人的な際立った能力を獲得するのではなく、それが仕組みとなって業務プロセス改善に生かされるものでなくてはなりません。

この4つの視点の整合性を保つことが町の経営上、最も大きなポイントとなると考えますがいかがでしょうか。

次に1の4番に移ります。組織と人材の視点、町民サービスに価値観を置いた人材育成の考え方について質問します。

まず、求める事項は職員意識の変革、次に前向きな組織風土、町民満足に対する意識醸成を行った上で、具体的な接遇スキルを徹底的に習得する等、業務改善、意識改革を見据えた人的スキルアップに取り組む。

次に推進施策の展開をどうするかについて、行政情報の共有について、透明性が高く信頼される行政を目指し、正確で分かりやすい行政情報を積極的に公開し、広く町民に意見を聞くことが望まれます。広報広聴活動のさらなる充実を望むところでもございます。

町民や事業所と連携し、町の現状や課題、求められている情報などの把握に努め、さらなる情報発信力向上に努めることが必要であります。そして主要な協働の展開として、さらなる町のイメージアップを目指し、町民や事業所はまちづくりに関心を持っていただき、情報共有を行うとともに、町の魅力をさらに町内外へ発信する。それには町民、事業所の役割として町政やまちづくりに関心を持って積極的に情報収集を行うことが肝要でもございます。

行政として町政やまちづくりについて、分かりやすく情報を発信する。町内外に対しての町の魅力を効果的に発信する。さらなる広聴活動の充実が必要であると思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは質問に移ります。質問1の4、町民サービスに価値観を置いた人材育成の考えを聞きます。回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

お答えをいたします。

身延町人材育成基本方針において、住民を中心とした住民との協働によるまちづくりを実践していく姿勢を持つこと、「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」と思ってもらえるような幸せを実感できるサービスを展開することを目標とするところとし、基本能力、

分析力、実行力を持ち、住民から信頼される職員の育成を実践しております。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

今の回答を進めるためには、まず組織と人材の視点、ビジョンと戦略を達成するため、いかに組織の活性化を図り職員のスキルアップをするのか、求める事項は職員意識の変革、前向きな組織風土、腕前を上げる等、人的スキルアップが考えられます。

以上、町民のための行政経営のまちづくり、簡素で効率的な行政運営の強化を求め、社会構造の変化や多様化する町民ニーズを的確に捉え、より質の高い行政サービスを提供するため、経営的な視点でより一層、簡素で合理的な行政運営を図っていくことが肝要であり、町民視点に立ったまちづくりを推進しなければならないと思います。

終わりに主要な協働の展開として、町のイメージアップを目指し町民や事業所はまちづくりに関心を持ち、すでに取り組んでいることと思いますけども、情報共有を行うとともに町の魅力を町内外に発信すること。要は町民、事業所等は町政やまちづくりに関心を持っていただき積極的に情報収集を行う。町内外に対して町の魅力を積極的に発信する。そして町民は町民視点のまちづくりが行われているか、町政にぜひ関心を持っていただいて積極的に協力をしていただければと思います。

行政は、町政やまちづくりについて分かりやすく情報を発信する。町内外に対して町の魅力を効果的に発信する。町民視点、経営視点に立った行政運営を行うことが必要ではないでしょうか。

本町では、行政評価によるコストの可視化を活用した行政経営マネジメント、PDCAサイクルを取り入れておりますけども、今後も広聴活動を通して、より町民への説明責任と客観性の向上を図り、これまで以上に透明性の高い行政運営に努めていただくことをお願い申し上げます、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

以上で、野島俊博君の一般質問を終わります。

次は通告の4番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は3点について、今回、質問をします。

まず1点目、スクールバスの運行についてということで、1点目の質問を行います。

下部地区の保護者の方からお聞きをしたんですけれども、小学校のスクールバスの運転手の変更があったということで、毎日運転手が代わっていた。それは保護者の方は知らなかったらしいんですけれども、子どもたちは毎日代わっていて、その事情も子どもたちは運転手が目の手術かなんかで休むからということで、そういう話を聞いていて、ただ保護者が分からなかったもので、送りに行ったときに毎日、運転手が代わったってどういうことなんだろうというよう

な話を聞いたんですね。普通そういうことは、私は保護者にこういう事情で代わりますというような話があって然るべきかなと思ったんですけども、保護者が何も知らなかったということで、こういう事態というのは、私はあんまり良いことではないかなというふうに思ったので質問をさせていただきました。保護者もやっぱり不安に思っているということがありましたので質問をしますけれども、このことについてどう考えているか、教育長お願いいたします。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

下部地区というご質問ですので、下山小学校スクールバスの大炊平線又は北川線のことだと思いますが、まずスクールバスの運行に関しましては、どの路線につきましても運転手を固定するという条件で業務委託契約を締結しているわけではございません。安全性を最優先といたしまして、確実に送迎してもらうことを条件としておりますので、運転手につきましても業務を着実に履行できる技術、体力、判断力と児童生徒から安心感を持たれる人格を備えた運転手であることが最優先と考えておりますので、運転手が必ずしも同じ人でなければならないということを町としても求めておりません。

なお、これは他の小中学校のスクールバスにおいても同様です。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

本当は、普通のバスと違ってスクールバスはもちろん安全が第一です。だけれども、子どもたちの状況をやっぱり把握しないと、具合が悪かったり、いろんな状況があるから普通のバスとは違うと思うんですね。そういう意味では、安全プラス子どもたちの状況を把握してほしいということで、1年間は無理にしてもある程度の長いスパンで、やっぱり運転手は代わってほしくないと思うのは、保護者の思いではないですかね。まして1年生というふうに、入学したての子どもたちの行き帰りというのは本当に親御さんも心配するでしょうし、そういう意味ではバスの中の状況なんかも心配になることだと思うんですね。契約に安全第一でというような契約があるかも分からないけど、スクールバスという特殊性ですよ。そう考えると、ある程度の長いスパンで子どもたちの状況を見られるというようなことは、私は大事なことだと思います。だからといって1年間、ずっと変わらずにということは無理にしても、そういうような長いスパンというのは、やっぱりさっきずっと同僚議員の言っていた住民の視点、町民の視点で考えると、そういうことを望むのは私は当然だというふうに思いますけれども、そのところの住民の視点から考えて、今回のことはちょっと問題があったんじゃないかなと私は思いますけれども、そういう住民の視点からしてどうだったんでしょうか、お答えください。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

委託をしている事業者を確認をしましたところ、労務管理上、現状ではやはり運転手を固定できるような状況にはないということ聞いております。また、運転手が固定されている、いないにかかわらず、児童生徒の乗降時にはどの運転手も積極的な声掛けを行って来ており、健康面での気遣いも心がけて来ておりますので心配はないと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

そこが住民の視点が欠けているのではないかなと思うんです。もちろん安全に学校の送り迎えということは、優先させなければいけない部分ですよね。だけど昨日とちょっと違うとか、そういう状況というのは、まして毎日運転手が代わるという状況を、では教育委員会はこれでいいとお考えなんでしょうか。教育長、どうでしょうか。教育長、お願いします。

○議長（柿島良行君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

お答えいたします。

先ほどから担当課長のほうで、るる説明をしておりますが、基本的には私のほうでもその確認をいたしておりますし、その内容につきましては、よく私も認識をしているところでございます。

私、4月から着任をしておりますけれども、何回かスクールバスの運行につきまして、いくつかの会議に出席をさせていただきました。そういう機会がございましたが、契約している会社の役員の方々、それから運転手の方々も非常に誠意を持って丁寧に対応してくれていまして、それは業務上のことばかりではなくて、実は教育上のそういった姿勢や認識、理解度も非常に高いなど、そういう感じを強く受けまして、実は非常に安心をしているところでございます。

先ほどから申しております担当課長の弁にさらに上乘せをして、教育長といたしましても本町のスクールバスにつきましては、安全・安心の運行を第一にあげながら、教育的な価値も高めながら、児童生徒、保護者の安心・安全の確保をしながら、教育的な価値もみんな確認をしながら、町のスクールバスの運営に今後も携わっていきたいというふうに考えておまして、議員のご指摘、たしかに心配な面もありますでしょうが、確実な運行をしている、教育的な面も含めた運行をしているという認識をぜひ持っていただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

そうではないから私、質問しているんですけど、もちろん業者の方たち、一生懸命やってくれていて、事故もないし、安心・安全に送っていただいている、それは感謝しているんです。ただ、今回のようにこういうような事例、先ほど教育長がおっしゃったように安心・安全に加えて教育的な、そういう視点からも感謝しているとおっしゃったけど、これが本当に教育的な視点で処理されたことなのかなと私は思うんですね。

例えば毎日代わるのではなくて、その間だけ、1週間だったら1週間だけ違う人に代わって、

1週間、子どもたちを、運転手が帰ってくるまで見てくれるというようなことが教育的な配慮ではないかなと思うんですね。それがやっぱり毎日運転手が代わるということは、子どもたちに対する見る目というか、そういうことが欠けてしまうから、保護者の方たちも毎日運転手が代わっているんだということを言ったのではないかなと思うんですけど、そこは教育長と私の考え方が違うから仕方がないのかも分からないですけども、やっぱり保護者の方たちの思い、住民の方たちの視点というのは、そこにあるんだということを認識をしてやっていただかないと、いくら安全が第一ですよ。だけど、子どもたちが通う学校のスクールバスが毎日運転手が代わる中で本当に状況を把握できるのかなと。そういうような保護者たちのそういう心配は、私は当然なんではないかなというふうに思うんですね。教育的にそういうふうに配慮していただいているということであれば、今回はたまたま毎日代わったということなんだけど、これがたまたまではなくて、こういうことも全町のスクールバスに今後もあると、あっても別に教育委員会としてはいいんだと。安全に送り迎えしてくれて、いろんな配慮をしてくれているということで、こういうことが今後も続くとしても、それでよしとするということなんですか。そこのところをお聞きしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

私は教員出身でありますけども、例えば中学校の教員が何かの事情で一時期、授業を離れたといたします。すぐに授業を行いますね。あるいは学級経営を行われなければならない場合がございますが、プロはそういういろんな事情に関しても、責任を持っている以上はすべて瞬時にそのことに対してプロとしての対応をしなければなりません。すべての契約した人物や企業に対しましては、そういうことをすでに確認してありまして、私たちの町のスクールバスの運行につきましても、一日交代でたとえあっても、すべてプロの人に頼んであり、そこには教育的な配慮も十分に達成した上でやっていただく運行の確認もすべてしてあります。そういう意味では、やはり契約をしている、さらに教育的な配慮も含めた、私たち町のスクールバスの運行は安全・安心はもとより教育的なプロとしての任務も十分に遂行しておられるということを保護者や児童生徒、関係の皆さんにもぜひこれからも十分にお伝えをしながら議員の求めている姿勢に対しても十分に私たち自身も把握しながら、これからの町のスクールバスの運行についてもベストを尽くしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

もちろんプロですから、そこのところはちゃんとやっていただかなければいけないと思うんですね。毎日、運転手が代わって、それは安全に送り迎えしてくれるでしょう。だけど、さっき言ったように小学校入学したての子どもたちが本当にそれで安心できるのかなと。保護者の方たちが安心できるのかなというふうに考えたときに、私は違う、保護者のそういう思いは当然だなというふうに思ったので、今回質問をしたんです。

教育長は毎日、運転手が代わってもプロだから大丈夫だと。だけど保護者の思いはそうではないということをきちっと認識しないといけないんじゃないでしょうか。そこが私は一番大事

だなど思うんですけども、その点について、保護者の思い、住民の思いについてはいかがなんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

それがそういう状態で町のスクールバスが運行しているということは、毎日行われているということは、その確認が、いつも行われていなければ運行はできないわけでありまして、そういうことが十分に、全体的な安全・安心、教育的な配慮も含めた中で行われているという事実が毎日展開されていることに、やはり関係者全員が認識を共有することが大切ではないかなと思っております。

もし、できるのであれば、そういった運行会議等々の様子を私たちもできるだけ保護者の皆さまにもお伝えをしたり、あるいは迎えに行ったり送ったりしたときに、最後、子どもさんが降りるときに運転手と保護者が言葉を交わしたり、あいさつを交わしたりする中でそういった人間的な触れ合いや教育的な考え方の触れ合い等の中で、私たち身延町のスクールバスの運行が健全に、しかも安全・安心に教育的に運行されていることがそれぞれまた確認をされていくのではないかなと。そういう積み重ねがさらに私たちのスクールバスの運行の質を高めていくということにつながっていくのではないかなと、私自身強く思っております。また、それを確信しております。ぜひ、そのようにご理解を願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

教育長の言っていること、私、よく理解できないんですけども、私が質問したのは、そういう毎日、運転手が代わるような、そういうことは、やっぱり例えば保護者が知らなかったということと、それから本当にそれが子どもたちにとって安心・安全なのかということで、保護者がそういう心配を持っているということ、どう考えますかということをお聞きしているのであって、さっきおっしゃったように今後もそういうことで毎日代わるということも続くというような答弁をいただいたので、それは見解の相違で仕方がないのかなと思うけれども、そういう保護者たちの思いは、では伝わらないということで理解してよろしいんでしょうか。そのところを確認したいと思います。

○議長（柿島良行君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

そういうことではなくて、十分にそういった毎日の運行ですので、保護者の皆さまのご意見やご要望は今後も十分にお聞きをしながら、今まで以上のものを目指しながら安全・安心、教育的な配慮に基づいた今までの運行に、さらに質を高めていく運行を今後目指していくということで、保護者の皆さまのご意見も大事にしていくのは当然のことございまして、そういう規定のもとに、私たちのスクールバスは毎日、確実に運行されております。今後も、議員のご指摘の保護者の要望についても、私たちは大事にしていまいります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

そういう要望を大事にしているとおっしゃったけど、そういう要望があっても一日交代でやる可能性もあるとおっしゃったではないですか。全然、住民の思いとか、そういうものは教育委員会は受け付けていないということではないですか。言葉ではそういうふうにおっしゃるけど。そこのところちょっと、本当に住民の思いを受け止めたんだったら、毎日、運転手が代わるようなことを、せめてもうちょっと長いスパンで、なんかすごい教育長、嫌な顔をなさったけども、でも本当にそういう住民の声を聞いてほしいですよ。そういう声があるから、何人からもそういうふうに言われたから、私はここで質問をしているんです。でも今後も一日交代でそういうことがあるかも分からないと。それは住民の声を無視しているとしたか思えない答弁だと私は思っています。違いますか。

○議長（柿島良行君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

そこは違うと思います。私たちは責任を持って、このスクールバスの件についてもやっておりますので、例えばそういうことに対して、本当に早い時期にそういう危険性があるような場合は、これはもう完全に措置をしなければ、あるいは対策を練らなければいけません。今現在、そういう形でスクールバスの運行については、先ほどから申し上げていますように適切に運行されております。議員の意見として伺っている、毎日できるだけ運転手を代えないでという要望についても、その趣旨は非常によく理解できます。私たちはそれを、そうではないよということは一度も申し上げておりません。そのことについても、できる限り話をしてきているという話は、先ほどの課長の話にもございました。私たちは、そのことが許されない範囲であっても、締結している契約者の方々にはその要望も出してありますし、これからも安全・安心、教育的な配慮に基づいた運行については、これからもしっかりと展開をしていくということで確認をしてありますし、そのへんは着実に遂行してまいりたいということでございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

言っている意味が分かってもらっていないのかなと思うんですけど、スクールバスってただ、子どもたちを安全に送り迎えするだけのものではないですよ。さっきおっしゃったように教育的な、そういう視点からも努力をされているというふうにおっしゃったけれども、そういう努力の一つが、運転手が毎日代わることをやめるということではないんでしょうか。

私の言っていることが分かったというふうにおっしゃったけども、でも先ほどの答弁では今後も毎日代わるというようなこともあり得ますよと。そういうのを改善しますよではなくて、あり得ますよとおっしゃったんですよ。だからそれが保護者の思いや、みんなの願いを聞く姿勢がないのではないかなと私は思っているということをおっしゃっているんです。理解していただけないでしょうか。

○議長（柿島良行君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

なかなか噛み合わないなという感じがいたしますね。他の議員の方々、執行部もそうだと思いますが、なぜかと言うと私たちは議員が言われているように、一日一日運転手が交代しますよなんていう認識はまったくありません。もともとそういうことについて、それは困ったなということを思っている保護者の皆さんの気持ちは、これは分かっていますし、そういうことを改善しようという気持ちは持っております。一日一日運転手が交代することを是とするという発言は一度もしたことはありません。そのことは確認をしてください。よろしいでしょうか。その上で、よりよい運転手の確保や継続的な運転というのは、もちろん模索をしておりますよ。していきませんが、できないことがあります。それは締結している相手がいることです。先ほど課長も言いましたが、それについて私たちが入っていけない部分が当然あるのは、議員も承知をしていることと思います。そのことについて、私たちが関知する分野ではないのであります。ただ、議員が言われている保護者の皆さんはという立場からすれば、そのことは心配の一つの要因ではあるかもしれませんが、私たちはそのことについては、心配をいたしていません。確実に毎日、目的を達せられる運行に今後も努力しているということでございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

たしかに噛み合っていないです。そういう毎日、今後も変わることがありますよ、そのところが保護者の思いが、それで本当に大丈夫なんだろうかという思いがありますよ。今、教育長は大丈夫だとおっしゃったけど、そういう不安がある保護者がいるということは事実ではないですか。それに寄り添うということが行政のやることではないですか。もちろん全部が全部、できないかも分からないけど、せめてその努力をします。会社と話をすると。そういう努力をするのが教育委員会、行政のやることではないですか。そこをしてくださいと言っているんです。

○議長（柿島良行君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

その点につきましてはすべてやっておりますし、これからもやっております。契約の会社、企業等の確認は今、指摘されたことについてはすべてクリアをしております。保護者の不安についても、そのことはこちらのほうでも説明ができるようにしてありますので、心配はいらぬのではないかとこのように回答をさせていただいております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

堂々巡りで解決できないなと思うけど、そういう保護者の思いを分かってくださいと言っているんです。解決していないではないですか。教育長、私が言っていること分かっていますか。

分かっていないと思いますよ。そういう保護者の思いに寄り添う、そういう姿勢がないということが問題だというふうに思っているんです。

○議長（柿島良行君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

命が関わっている子どもたち、大事な子どもたちを乗せているスクールバスが議員の指摘しているような状態に陥ることはないことを確信できなければ運行はできません。すべての関係者の思いを乗せながらバスは走っているんですよ。毎日。私たちはその責任を感じながら、ベストを尽くしてやっているわけですよ。保護者も含めた、すべての人の思いを乗せているということを忘れないでください。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

こっちから言いたいんです。保護者の思いをきちっと理解して、それに沿うようなことをしてもらいたい。教育行政は、そこを言っているんです。もちろん安心に送り迎えしていただいている。そうでなくてスクールバスだから、まして1年生もいて初めての、子どもたちが乗る車ですよ。そこで不安もあるでしょう。いろんな思いがあるでしょう。そういうことで昨日とちょっと違うとか、今日一日どうだったのかなとか、そういうことがちゃんと運転手は理解をして見てくれていると。だからやっぱり毎日毎日、運転手が代わってしまうと、そのところが不安だなというふうに保護者は思っているんだと思うんですね。これ以上、話をしてもきっと保護者の思いは理解していただけないのかなというふうに思いますので、時間もこんなに経過してしまっていますので、教育委員会はそういう保護者の思いは、教育委員会には届かないということで締めたと思います。次の質問にいかせていただきたいと思います。

2点目なんですけども、中学校のスクールバスが中富地区の子どもを降ろしたあと、鰺沢の車庫に帰らず仕事を終えてからスクールバスで帰った日が数日あったと町民から聞かされました。このような事態を町は承知をしているのでしょうかということで質問をしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

身延中学校スクールバスの西嶋線に関するご質問だと思いますが、運行業務を山梨交通株式会社へ委託しております身延清稜小学校、身延中学校、下山小学校の3校につきましては、車両の定置場所を同社の鰺沢営業所としている車両がございます。特別の事情がない限り、1日の業務終了後は鰺沢営業所へ駐車しております。

身延中学校では、授業日に全路線で早めの下校便と遅い下校便の2便運行を行っており、早めの下校便はUターンをして中学校、または身延営業所へ戻ることがございます。また、休日に部活動等のために運行する際には、午前中で活動を終えた生徒用の下校便が午後でも学校で引き続き活動をする生徒の下校便として、また中学校、あるいは身延営業所へ戻ることもございます。西嶋線が下校用の運行時間帯に中学校方面へ戻るのは、その後もスクールバスの運行業

務がある場合で、例外的に午前でスクールバス運行業務が終了し、その後に身延営業所において運転手のミーティング等行われる場合には、やはり西嶋から身延営業所へ直行することもございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。町民はそういう細かい事情というのは分からないから、いろんな不信感というかそういうもので、そういうことを聞いたんだと思いますけれども、やっぱりそういう2便あって、そういうふうにUターンをすとか、ミーティングがあるとか、そういうことはやっぱり知らない、そういうことはどうしてなんだろうというふうに思ってしまうと思ったので、こういうので分かっていただけではないかなと思いますので、分かりました。

大きな2番ですけども、障がい福祉サービスということで、現在いろんな障がい者の福祉サービスがあります。その中で車イスを乗せる車の貸し出しをしているということなんですけれども、その利用状況と課題をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

熊谷福祉保健課長。

○福祉保健課長（熊谷司君）

お答えいたします。

介護を必要とする高齢者、障がい者などへ車イスのまま乗れる介護支援福祉自動車を無料で貸し出す事業は、その方の通院や買い物など日常生活を行う場合の利便性を図るとともに行事や旅行およびレクリエーションなどに積極的に参加する機会を確保することを目的として実施しています。

利用状況ですが、平成29年度に28件、延べ日数32日間。平成30年度には20件、延べ日数27日間が利用されています。

課題ですけども、この事業につきましては、なるべく使いやすいように利用者の方のそれぞれの状況を察する中で配慮し運営してまいりましたし、これまでにこの事業に対しての苦情や要望もなかったため、現状の運用で良いとの判断で現在までできております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。28件、32日間。平成30年は20件、27日間ということで、年間これだけの方が利用されているということなんですけれども、私がお話を聞いた方は車を、それからその介護者を自宅に置いて車を借りに来て車イスごと乗せて病院に行って、そして病院が終わったら、また自宅へその方を置いて車を返しにきてということで、そういう方ですから1人にはしておけないということで、せめて支所あたりにそういう車が配置されていれば1人にして車を借りたり返したりできるんですけども、それができないから、ほかの人を頼まなければいけない。月に何回か行く病院で、そういうようなことをしなくていけないということで、結局それが使い勝手が悪いということで、その車イスが乗せられる車を買うことにしたという

ようなことを言ってらっしゃったんですよね。せつかくある、そういう制度も、やっぱり使い勝手が悪かったりすると、使いにくくて結局車を買ってしまう。結構高い車で大変な、補助もあるみたいなんですけれども、そうはいつてもかなり高いお金を出さなければいけないということで、でもやっぱりそういう車を借りるときのそういう煩わしきで結局買うことになりましたという話も聞いたんですけれども、やっぱりそこは使う人たちの立場に立って考えるということが必要かなというふうに思うんですけれども、やっぱり利用する方の要望とか意見がないとおっしゃったけれども、借りの立場だとなかなか、そのときに言えないのが人間ではないかなと思うんですよね。だからやっぱり本当に使い勝手がどうなのか、利用してどうなのかということをやったり、アンケートを取るなり話を聞くなりする姿勢が私は必要なんではないかなと思いますけど、こういうことがあるということは今、言ったんですけど、こういうことについて、知らなかったとは思いますが、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（柿島良行君）

熊谷福祉保健課長。

○福祉保健課長（熊谷司君）

お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、利用に関しましてはそれぞれの個々の状況を勘案する中で十分配慮し、やってきたと思っております。

しかしながら、渡辺議員のご指摘のとおり利用者の方で利用に関して何らかの不満や要望を持っている方がいるならば対処、改善していく必要があると思っております。

しかし、一方では要望を実現するために新たな財源や人員配置が生じるような場合には、関係機関との調整など慎重な対応が必要と考えております。

いずれにいたしましても、渡辺議員の提案のように今後、利用の際、アンケートをお願いするなどして、利用者の声を広く聞く体制を整える中で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

この車イスのことだけではなくて、福祉サービス全体に対してやっぱりいろんなサービスがある中で、本当にこのままでいいのか、改善すべきことはないのかということで、使っている方たち、ご本人や家族の方たちのご意見をやっぱり聞くということは必要かなというふうに思うんですね。せつかくある制度をきつと、こうしたらもうちょっと利用しやすくていいのかなというようにきつと皆さん抱えているけど、なかなか言えないというのが現状だと思うんですね。そういう意味では、アンケートなりをしていただけたらいいということなので、していただきたい。例えば、いつ使いたいということであれば近くの支所まで持って行ってもらうとか、やっぱりそういうことも、予算が必要といえれば必要なんですけども、どれだけの、年間これだけというようなことで、どこの支所どのくらいというようなことも大体出てきているんじゃないかと思っておりますので、せめて支所のところまで持っていき、今1台ですよ、その車は。それをもうちょっと、お金がかかるけど増やすとか、やっぱり利便性を考えてそういうような対策を考えて、ぜひしていただきたいと思っております。

アンケートとか、直接その利用者に行くようなことは、なるべく早くしていただきたいなと

いうふうと思うんですけど、今言っただとというのは無理かも知れないけれども、どういふふうにお考えですか。

○議長（柿島良行君）

熊谷福祉保健課長。

○福祉保健課長（熊谷司君）

今日、私がお答えしましたので、アンケートにつきましては早急に対応したいと思います。以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ありがとうございました。では3点目に移りたいと思います。時間もなくなってきましたけれども、防災・減災対策についてということで、豪雨、台風、地震、火山噴火とか、いろんな災害を想定する中で、地域によってそれぞれの課題があります。いざというとき、住民一人ひとりがどう行動すればいいのかわからないという声を聞きますけれども、特に高齢者が多い町、まして一人暮らしが多い町では、どうすればいいのかわからないというようなことで、すごく心配な声を聞いています。このような各地区ごとの住民に対する町の対応について、少しお聞かせいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

町が特に懸念している自然災害は南海トラフ地震などの大地震、それから台風等の風水害、富士山噴火などがございます。南海トラフ地震のような大規模な災害が発生した場合、われわれ職員も役場へ参集できない事態や、複数箇所での災害が発生した場合には災害応急対策等の公助にも時間を要することが想定されます。

このような災害が発生した場合、重要となるのが自分自身の命は自分自身で守っていただく自助であり、次に自主防災組織等の地域住民が協力し、助け合う共助だと考えております。

自助につきましては、平成26年度に身延町土砂災害ハザードマップを平成27年度に家庭保存版の災害対策ガイド&マップを各世帯にそれぞれ配布をいたし、本年度から隔月ではありますけれども、広報みのぶにも交通防災だよりのページを設け啓発のほうを行っております。共助につきましては、防災知識の普及啓発と災害発生時における安否確認から避難所運営などを適切に行うことができる地域防災リーダーの養成を目的として、県主催の防災リーダー養成講座に自主防災組織の方々の参加をお願いしており、平成17年度から延べ303名の方が受講していただいております。町主催の避難所運営訓練につきましても、平成27年度から延べ267名の方が受講していただいております。

災害による被害をできるだけ少なく、いわゆる減災するためには自助、共助、公助の連携が不可欠で、それぞれの地区の実情に合わせた防災計画、いわゆる地区防災計画の策定が重要であります。

平時にはどのように備え、災害発生時にどう避難し、避難所ではどう生活するなど地区住民等が地域コミュニティの共助力向上のために自発的に行う防災活動に関する計画策定に向け、

本年度は6月7日に山梨大学鈴木教授による「地区防災のすすめ」と題しまして講演会を開催し、自主防災組織の役員や消防団員を含む住民223名の方が聴講をしていただきました。

7月4日にNPO法人災害防災ボランティア未来会の山下代表を招きまして、避難所運営の勉強会に自主防災組織の役員や消防団役員、合わせまして92名の参加をいただきました。

7月23日から25日の3日間、防災訓練の説明会におきましては、昨年につき中部消防署による、先ほども言いました高齢者等の要配慮者の搬送についての講習会も再度行いまして、自主防災代表者が積極的に参加していただき、多くの防災知識を習得していただいております。

町内のいくつかの自治会においては、すでに地区防災計画の策定に取り組んでいただいております。

町といたしましても、防災備蓄の追加配備や、現在見直し策定をしているハザードマップにつきましても完了次第、各世帯に配布をいたしまして、防災情報提供と啓発活動に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

いろいろ努力をされているなというふうには思うんですけど、やっぱり自ら判断し、自分の命を守ろうということなんですけど、その判断の基準が一人ひとりが本当に分かっているかなというところで、みんなどうしていいか分からないというところが、もちろん自分の命は守りたいとはみんな思っているけれども、判断をどうしたらいいのかというところで、どうしていいか分からない、特にお年寄りなんかはそういう声を聞きますけど、そうだと思うんですね。やっぱり地区防災計画、各地域地域にはそこに応じたいろんな問題があるので、この前9月1日にうちの集落も防災の訓練をしましたけど、南海トラフ地震の訓練だったんですけども、でもうちの集落の公民館の横は沢が流れていて、山からすごい水がくるんですね。2回ほど埋まった経過があるので、豪雨のときにはそこに集まれないし、ではどうすればいいのか。下に行く川があるしということで、実際問題、本当に一人ひとり、こういう場合にはどうすればいいのかというものをきちっと分かっていないと判断ができないと思うんですね。そういう意味では、地区防災計画をやっているところもあるとおっしゃったけれども、そこをきちっと進めていかないと、自分の命を守ることに繋がらないのかなと思うんですけども。

国で第5段階を決めたというふうにしたけれども、なんか混乱があって、6月末から7月はじめの九州の南部豪雨では、鹿児島市で60万人に一斉に全員避難というような指示が出て、避難所があふれかえるというような大混乱が発生したというようなこともお聞きをしているので、この前、大雨のとき、ここがというようなことで、夜中だったけれども出していただいたのはよかったんですけど、でも暗くてどこにも行けなかったというような、そうしたら垂直避難かなと思うんですけど、そういうような、その地域によって違うので、その地区防災計画をきちっとつくるようなことを行政が手助けをしていかないと、なかなか毎年、組長とか代わってしまうから、講習を受けても次の人になってしまうという、系統的に無理な部分がありますよね。そういう点では、やっぱり行政がそういうところに積極的に援助にきていただいて、この地区ではこういうようなところが問題だからこうしましょうみたいなのを手伝っていただくと助かるというふうには思うんですけども、その地区防災計画はどのような進捗状況という

か、どのくらいの地区で進んでいるのか、今後どうなのかということをごちゃごちゃと聞かせていただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

今年度の自主防災の防災訓練の説明会時にも、説明会の資料とは別で地域でこんなことをやったらということの資料等も各自主防災の役員の方には配布をさせていただいて、こんな備えがあったりということで、再度防災訓練においても地域がどのような状況にあるかということで、ハザードマップ等の見直しをしてくださというようお願いをしております。

地区防災計画の策定状況ということですが、従前に自主防災組織のマニュアル的な形で、町内で私どものほうに書類として出していただいていた確認が完全にできているものとしましては、旧身延町で2地区と、あと三沢地区で策定を進めているというのは聞いてはいますが、まだ完成したものを確認していません。その様な行動を起こしていただいているということと今回、西嶋地区が8つの区があるわけですが、そちらが皆さんが地区として防災を考えなければならぬということで、今回の防災訓練のときにも避難所運営訓練をモデルとして実施し、今現在、策定に向け準備、調整をしていただいていることとなっております。今後も町としてもこのような情報を流しながら、新たなハザードマップにも、今までのガイド&マップにあった資料と地図を重ねたもので作成を現在進めておりますので、それぞれ啓発活動を努めながら、地域での要望があった場合には、進んで、私どもも職員が分かる範囲でお手伝いをし、また専門の方を頼んでいくというようなことも今後検討をしてきたいとは思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

災害は本当にいつ起こるか分からないということで、やっぱりその地域地域で住民の方たち含めて、そういうような計画をきちっと早くつくる手助けをぜひしていただきたいと思います。

以上、私の質問を終わりにいたします。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩とします。

再開を午後1時ちょうどとします。

休憩 午後12時04分

再開 午後 1時00分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次は通告の5番、赤池朗君の一般質問を行います。

赤池朗君の質問を許します。

登壇してください。

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

通告に従いまして、一般質問を行います。

はじめに人口減少対策について質問します。

3月定例会、私の一般質問におきまして、人口の減少による影響と今後の取り組むべき課題はという質問をしました。そのとき、本町の人口減少は生まれる子どもの数、亡くなられる方の数、また進学・就職等で町外に転出する数等を考慮すると人口減は避けられないと思うと述べました。

人口の減少による影響と今後取り組むべき課題はという質問に対し、アンケート調査等を行い、中部横断自動車道の全線開通、リニア新幹線の開通等、企業進出や設備投資による雇用の拡大が期待できる環境が整いつつあるので、引き続き情報収集および情報発信に努め、課題の解決に取り組んでいくとの答弁がありました。

本町では、人口減少対策として転入者を増やすために、転入者が家を建てた場合の補助などの助成制度がありますが、具体的にはどのような制度が説明ください。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

本町に定住を目的とした転入者への助成制度についての制度内容と助成額について、お答えいたします。

まず町の分譲地を購入し、住宅を新築する場合は100万円を祝金として交付します。この場合、転入する世帯員に18歳未満の子どもがいる場合には1人当たり20万円、5人を限度として加算します。

次に分譲地以外に住宅を新築する場合には、50万円を交付いたします。子ども加算については分譲地の場合と同様になります。

また空き家バンクを利用して住宅を購入した場合には、20万円を祝金として交付します。子ども加算についても、これまでのものと同様です。

同じく空き家バンクを通じて中古住宅を賃貸する場合には、引っ越し祝金として10万円が交付されます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

転入される方にとっては、とてもうれしい制度だと思います。転入者に対する助成制度を利用して転入していただいた方も何人かは知っています。大変喜んでおりました。よい制度だと思いますが、近隣の町でも実施しているところがあるのか、答弁ください。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

本町を含めた峡南5町では、定住促進対策として転入者が住宅を取得する場合などに対する

助成制度を設けております。身延町の場合、新築、また空き家バンクを利用した中古住宅の購入、賃貸に関する助成を行っていますが、近隣町の中には土地の取得、空き家の改修、現住住宅のリフォームに対しての助成を行っている町もあります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

町では「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった身延町」を町のスローガンとして掲げています。私をはじめ、ほとんどの住民はこの町に住み続けたいと思っていると私は考えていますが、そのためには行政として現状の把握と将来ビジョンを明確にし、正確かつスピード感を持った情報を発信して、より多くの住民が安心して充実した生活を送れるような環境を整備するのが役目だと考えます。

住民一人ひとりもすべて行政任せでなく、自分たちの町は自分たちの手でつくるんだという気持ちを持って行動することも大事だと思います。しかし住民だけではどうにもならない部分は、行政が担わなければならないことは当然です。そこで、この町に現在住んでいる住民がこの町に住み続けたいと思うような施策はどのようなものがあるのか、答弁ください。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

現行の身延町まち・ひと・しごと総合戦略を策定するにあたっては、町民の皆さまにアンケートを実施しました。その中で、身延町の住みやすさについて質問したところ、どちらかといえば住みやすいを含めて、住みやすいと回答した人の割合は48.5%で、どちらかといえば住みにくいを含めて、住みにくいと回答した方の割合は49.8%であり、住みにくいと答えた人がやや上回りました。他の質問として、これからも身延町に住み続けたいかについては、今の場所に住み続けたいが45.5%で最も多かった一方で町外に移りたい、どちらとも言えないを合わせると51.4%となり、潜在的な転出者が多いことがアンケートの結果として表れました。

また、定住を促進するために特に必要だと思われることについては、町内で働く場の確保が74.6%と圧倒的に高く、続いて子育て支援や教育環境の充実が必要との回答でした。

これらの結果をもとにして現行総合戦略を策定し、これまでさまざまな施策に取り組んでまいりました。中でも企業誘致による雇用の創出や子育て支援、教育環境の充実等については重点的に取り組み、特に子育て支援においては全国に誇れるレベルとなり、子育て世代の皆さまの期待に応えられていると考えております。

今後、第2期総合戦略の策定においては、現行総合戦略から事業を継承するもの、拡充するもの、また新たに制度設計するものを総合的に検討していただく中で、町民の皆さま誰もが身延町に住み続けたいと思うような第2期身延町まち・ひと・しごと総合戦略の策定に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

ただいま、町民の皆さま誰もが身延町に住み続けたいと思うような第2期身延町まち・ひと・しごと総合戦略の策定に向けて取り組んでまいりますとの答弁がありました。転入者に対する助成も大切なことであり、効果もあったわけですが、今、住んでいる住民に対する助成も大切だと考えています。

本町では全国トップレベルの子育て支援を実施しているところですが、その恩恵を受けるためには、この町に住むことが前提になるわけです。先ほどの答弁にあった近隣の町でも助成制度を実施しているところがあるようですが、実際に家を新築やリフォームしようと考えたときに本町の助成制度と他町の助成制度を比べて、その結果、他町へ転出してしまうという事態も考えられます。そこで町内に住む住民に対しても住宅の新築やリフォームをするときに何らかの助成をしたらと考えますがいかがでしょうか、答弁をください。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

転入者が町内に住宅を求める場合の助成については、子ども加算の上限額を含めると近隣町に比べ本町は手厚く助成を行っています。現行総合戦略では移住定住促進対策として、特に移住者が本町に定住するための支援に力を注いでまいりましたが、第2期総合戦略においては、町内在住者の定住促進を視野に入れた住宅取得、改修等への助成制度についても検討してまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

これからは町外から移住してくれる方も大事だと思いますが、さらに町内在住者の定住促進を図っていただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

次に町内企業に勤務する従業員のための住宅確保をということで、身延町議会では広く町民の皆さまの意見を伺い行政に反映するために町民と議員との懇談会、各種団体との懇談会を定期的実施しています。去る7月10日には、下山工業団地にある企業と議員の懇談会を実施しました。いくつかの要望事項がありましたが、その中の1つとして従業員のための住宅が近くにほしいということでした。町内から通勤する従業員もいますが、他町から通勤している方もいます。工場の勤務体制もあり、町外からの通勤者の中には会社の近くに住みたいとの希望を持っている人もいます。住宅が確保できれば働き盛りの転入者も増えると思いますが、また関連会社からの単身赴任の方も住める住宅もほしいということでした。

行政がこれを提供することにより民業の圧迫という問題もありますが、いろいろ検討して転入者の増加を図っていただきたいと思います。

例えば町有地や民地を紹介し、企業に貸してあげて社員住宅を建ててもらおう。その際に助成するとか、そんな方法があると思いますが、従業員の住宅のための何らかの助成措置を検討し

てもらいたいがいかがでしょうか、答弁ください。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

まず、町営住宅等の現状について説明をさせていただきます。

町には令和元年7月現在で政策空き家を除く町営住宅が8団地163戸あり、そのうち空き家戸数は26戸となっております。町営住宅は公営住宅法により住宅に困窮する低額所得者を入居要件としており、町内企業に勤務する方の場合、この要件による制限を受けると考えます。

一方、町有住宅の相又団地は町営住宅入居要件から所得制限と世帯要件を除いてあり、現在60戸のうち7戸が空いております。また、町内3カ所に中堅所得者向けの公営住宅として、県営みなし特定公共賃貸住宅が13戸ありますので、従業員の方で要件を満たす場合は、こちらへの入居も可能となっております。

今後の公営住宅のあり方につきましては、公営住宅長寿命化計画により維持管理を行うものと用途廃止するものとに区分されており、計画の中では下山の上沢北団地と東団地は立地条件のよさから建て替えも視野に入れるとしていますが、現時点においては具体的な建設計画はございません。

次に町内企業にお勤めの方の状況について、説明をさせていただきます。

平成29年度の工業統計調査の結果によりますと、製造業で従業員4人以上の事業所数は30事業所で、従業者数は737人となっております。前回の平成26年度と比較しますと、事業所数で5、従業員数で41人増加しております。町内でも比較的規模の大きい製造事業者が入居している峽南地域中核工業団地および身延工業団地、その周辺地域を含めた下山地区の事業所従業者は全体の約7割を占めます。それぞれの従業者の居住地の把握はしていませんが、その一部の方が身延町に定住すると想定した場合、本町の人口減少の歯止めにつながるものと思われまます。

現在、町では移住定住促進対策として、身延町空き家土地情報登録制度、空き家土地バンクにより町内の空き家および土地の有効活用を通して地域の活性化を図ることを目的として、物件の登録および利用登録を進めております。しかしながら現行の制度は個人を対象としており、企業の利用は想定していません。

今後、町内の企業に勤務する方の住居として提供することが可能かを企業の声も聞く中で、その需要等を勘案し、検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

町に現在ある住宅でも要件を満たせば入居できるようですので、その情報を企業に広報したらよいと考えますので、よろしく願います。

次に高齢者や弱者に対する足の確保はということで、高齢者の交通事故防止について伺います。

近年、高齢者による交通事故が増えていることは報道等で、皆さん承知していると思います

が、本町のように公共交通機関が十分でない場所では、どうしても自家用車の運転に頼らなければならないのが実情です。行政としても公共交通機関の充実に努力しているのは承知していますが、この広い面積と住宅が点在している状況を考えると限界があります。

この地域では自動車の運転が生活する上で必要不可欠です。私より高齢と思われる多くの方も車の運転をしていると思いますが、本町の70歳以上の人口と自動車免許保有者数はどのくらいか答弁を願います。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

平成30年末の数値になりますけども、70歳以上の人口が4,253名で、免許保有者が1,949名です。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

70歳以上の方の約半分が免許を持っているということです。公共交通機関が十分でない本町において、まだまだ自分で運転したい、またしなければならないと思っている人は多いと思います。それでも事故を起こす前にやむなく運転免許証を返納する方もいます。そういう方もいると思いますが、返納した町民の数が分かりましたら答弁ください。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

同じく平成30年末の数値でございますけども、35名でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

ただいま70歳以上の自動車免許保有者数は1,949人ということで、その中で返納した方が35人ということでした。保有者数に比べて返納した方が少ないなと感じました。逆に考えますと、運転をしなければならないという切実な事情があるからだと思います。本町ではまだまだ返納者に対する支援は行っていないと理解していますが、他の自治体では返納者に対する支援事業を行っているところがあると思いますが、あったらその自治体とその内容を教えていただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

山梨県内の12の市と1町1村で高齢者の運転免許自主返納に対して支援事業を行っております。その内容につきましては、一定額のICカード式公共交通機関共通利用カード、いわゆる

るPASM等や回数券の配布、または利用料金の割引等を行っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

市のほうは12市ということが多いんですが、町村のほうでは富士川町と忍野村と、まだ少ないとはいえ返納者に対する支援事業を行っているところもあるようです。本町では町民に対する支援等を実施してほしいと思うんですが、検討する予定はありますか。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

高齢化が急速に進み、高齢の運転免許保有者も増加することが推測されております。県内の約半数の自治体で高齢者運転免許の自主返納事業を行っていることも踏まえまして、関係各課機関等とも協議する中で、実施に向けて前向きに検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

ただいま前向きに検討するというので、よろしくお願ひします。

本当にこういう町ですから、公共の交通機関がなかなかそろわない中で、安心してできるような対策も考えていただければと思います。

事故防止の対策ということで、先ほどの質問でも述べましたが、近年高齢者による交通事故が増えています。本町における交通事故の件数と高齢者が起こした事故の件数はどのくらいあったのか、お答えください。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

これにつきましても、平成30年中の数値ですけども、本町における事故の発生件数は40件で、そのうち高齢者の事故件数は65歳から74歳が10件、75歳以上が8件、合計の18件で、一昨年に比べましたら減少傾向にあります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

事故件数は、ただいまの答弁のように減少傾向にあるようですが、高齢者が交通事故を起こすと考えられる原因はどのようなものでしょうか。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

高齢者は加齢により動体視力の低下や複数の情報を同時に処理することが苦手になったり、瞬時に判断する力が低下するなどの身体機能の変化により、ハンドルやブレーキ操作に遅れが出るなどの特性が見られます。

本町内の事故類型は高齢者のみの分類はされておられませんけれども、追突事故が23件と半数以上で、交差点等における踏み間違いによるような事故の発生は、平成30年度内はないとお聞きしております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

やはり高齢になると運動能力、判断能力等が低下するのは仕方がないところですが、高齢者が交通事故を起こす原因として、ニュース等で報道されているのがアクセスとブレーキペダルの踏み間違いによる急発進によるものが多いとのことです。これはニュース等でよく報道されているから、皆さんもご承知だと思いますが、警視庁の統計によりますと2015年、平成27年ですが、日本国内でのブレーキとアクセスの踏み間違いによる死亡事故は58件。そのうち65歳以上の高齢ドライバーが50件で、高齢ドライバーによる事故割合が比較的高くなっているとのことです。慌てたり、パニックを起こしたりすることによって、起こるとも言われますが、具体的な原因は解明されていないところです。

コンビニエンスストア、スーパーマーケットなど駐車場と店舗が近接した場所で、しばしば踏み間違いによる事故が起きています。この場合は、車両が店舗に突っ込んでしまうことで、中にお客を巻き込むことがあります。自損事故ならまだしも、他人を巻き込んでの痛ましい死傷事故も報道されています。この自動車の急発進による事故を防止する装置というものが最近できました。その効果の有効性が検証されています。この装置はアクセル、ブレーキ、車速といった信号を監視してアクセルを制御し、未然に事故を回避する装置で、たとえ発進しようとしてブレーキと間違えてアクセスペダルを強く踏み込んでしまったときも警告音とともにアクセルを制御して急発進を防止する。また、アクセルとブレーキを同時に踏み込んだ場合もブレーキを優先してアクセルを制御、そのままブレーキを離してアクセルを踏み続けたとしても急発進しない二重の安全設計で、事故を未然に防ぐというものです。

東京都の小池知事は、高齢者などのアクセルとブレーキの踏み間違いの防止を推進すべく、こうした急発進防止装置の取り付けについて、9割程度、費用を補助するという方針を都議会で表明しました。

東京都で、この装置の取り付けに対しての助成を行っているのは、皆さんもご承知していると思いますが、このほか県内等で急発進防止装置に対する補助を実施している自治体がありますか、答弁ください。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

先日、山梨県の交通政策課に確認したところ、現在、県内での実施自治体はないという回答をいただきましたが、本日の新聞報道でもありますとおり、10月から県内の1つの市で助成を行うと発表されております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

たぶん今朝、新聞報道でこういう記事があったのを皆さん読んでいると思いますが、そのほかに今日の新聞で国土交通省は、3日、新車への自動ブレーキ搭載を義務づける方向で検討しているという記事もありました。そして最近の新車には、この急発進防止装置が標準で備わっている車もあるようですが、そういう車に乗り換えれば一番いいわけですが、経済負担などを考えるとちょっと難しいかなという面もあります。

そこで比較的安価に取り付けできる後付けの装置を付けるのがよいと考えますが、この助成制度を実施しているところは、県内では北杜市という報道がありましたが、高齢者の事故防止のために本町で急発進防止装置の取り付けに対する助成を実施したらいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

全国的な統計でございますけども、高齢者による死亡事故を見ますと高齢運転者は特にハンドルの操作不適やブレーキとアクセルの踏み間違え等の運転操作が要因となっている割合が高いということで、誤発進装置はすべての車両に適合するとは限りませんが、踏み間違い事故防止には大変有効と考えております。

補助の事業の導入につきましては、他の自治体の今後の動向や関係部署と協議し、研究・検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

ただいま、ほかの自治体の様子を見ながら、うちの町も検討するという答弁でしたが、良いことでしたら、必要であれば他町に先駆けて本町で実施してもいいのかなと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に高齢者や弱者に対する足の確保ということで、何度も言っていますが本町に住む高齢者の交通手段を持たない弱者にとって、公共交通が移動手段としてはなくてはならない存在だと思いますが、行政としてはこのことをどのように捉えていますか、答弁ください。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

中山間地域の移動手段といたしまして、自家用自動車等の活用がされております。本町の公共交通といたしましても、町営バスの身延鯉沢線、古関岩間線、古関循環線、それから乗合タクシーが旧町ごとに各2台、計6台を運行しております。民間路線バスといたしまして、山梨交通株式会社と富士急バス株式会社の2社が、タクシーといたしまして山梨交通株式会社、株式会社身延タクシー、有限会社中富タクシーの3社が町内で運行しております。

乗合タクシーにつきましては、利用者の利便性の向上を目指し、要望や意見のあった乗り入れ希望エリアにつきましても随時見直し、変更を行っております。今後も関係各機関と協議をし、利便性の向上や利用促進の広報に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

本町の公共交通機関は、以前に比べてだいぶ充実してきたと考えていますが、まだまだ、ではそれで十分かという、まだそういう域に達していないと思います。公共交通機関の利用を増やすためには、その利便性を高めればよいことですが、一便増やせば数百万円の費用がかかるということでしたので、非常にそのへん難しいところがあると思いますが、昨年度の町営バスの運賃収入と利用者数はどのくらいだったのか、答弁ください。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

昨年度の町営バスの運賃収入は、古関甲斐岩間線と古関循環線で45万100円、身延鯉沢線で69万6,600円、合計114万6,700円です。利用者数につきましては、古関甲斐岩間線と古関循環線で2,750人、身延鯉沢線で2万4,151人、合計2万6,901人です。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

ただいま、運賃収入が115万円程度、また利用者数が2万7千人ということで、利用者数は大変多くなっているのではないかなと考えています。その中で運賃収入が約115万円ほどということで、運行経費に関しては非常に少ない金額であります。115万円程度でしたら、いっそのこと無料にしたらとも考えますが、無料とか利用料の減免などを考えてもいいのではないかと思います。そのへんはいかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

大人1人当たりの利用料金も、乗車距離に関係なく町営バスが200円、乗合タクシーが300円と低料金を設定しております。利用料の減免や無料化につきましては、受益者負担の

原則もありますので、今後、関係各課と協議・検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

公共交通の利用料金自体は、私も非常に安くて利用される方にとっては非常に良い制度だと考えています。欲を言えば無料とかもっと安くしていただければという考えもありますが、民間企業との兼ね合いとか、受益者負担という考えがあるので当面現状のままで進むということでした。

そんないろんな兼ね合いや条件がありますが、高齢者の交通事故の防止や足の確保という観点で捉え、より住民のための行政を進めるようお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩とします。

再開は1時50分とします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時50分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に通告の6番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

通告に従って一般質問を行います。

本年度始まった森林環境税と森林環境譲与税について、町がどれだけ真剣に取り組む姿勢なのか、その本気度を聞きたいという思いで、いくつか質問させていただきます。

私の祖父は、昭和の初めごろから芦澤材木店という名前で林業経営を行っておりました。材木屋です。栃代川の上流の山林から主としてモミや松、ツガなどの材木を切り出して、当時、栃代から甲斐常葉の駅まで敷かれていたトロッコに積んで、今の駅の横の駐車場の場所にあった貨物専用のホームに運び、そこから貨物列車で富士駅まで運んでいました。紙の材料のパルプ材として、製紙工場に卸していました。そのころは各集落に山衆（やましゅ、またはやましゅう）と呼ばれる若い林業従事者が大勢住んでいましたので、その人たちを雇い入れて、この仕事をしていたわけです。もちろん土地の人から頼まれれば、パルプ材だけではなく建築用の材木も切り出していました。

私はそういう、いわば材木の黄金時代とも言うべき時代を知っておりますので、このたびの税制改正で創設された森林環境税を利用して、本町の森林整備が実施されることを大変喜んでおります。

森林環境税は現在、徴収されている東日本大震災復興税が終了する2024年度から実際に

課税されることになっております。個人住民税の均等割納税者に1人年額1千円を上乗せして課税するというもので、納税義務者が全国に約6,200万人いるということから、本格的に課税が始まると計算上は総額約620億円ということになりますけども、森林環境譲与税はこの課税に先立って、新たな森林管理システムの施行に合わせて本年度からスタートしました。

森林環境譲与税の配分は、当分の間、市町村の支援などで負担の多い都道府県が2割、市町村が8割となっております。それぞれの自治体に対しては私有林の人工林面積で50%、林業就業者数で20%、人口割で30%という配分比率となっております。

試算によりますと人口約372万人の横浜市が1億4,300万円で全国第1位。浜松市が2位の1億2千万円。3位が大阪市で1億500万円と大都市への偏りが目立っております。

浜松市は人口79万人ですが、私有人工林が最も広いということで、全国で第2位の譲与税となっております。

一方、私有人工林は0ですけれども、人口が全国2位の269万人ということで、大阪市が全国の3位となっております。

本町のように森林面積が広くても人口が少ない自治体には少額で、森林の管理はそれほど必要とされていないものの人口が多い横浜市や大阪市などの都市部には多額に交付されるということで、森林を多く抱える市町村からは森林の適切な管理のために交付するという本来の趣旨に反しているのではないかという声があがっています。

こういう不公平と思われるような配分について、町長はどのようにお考えになっておられるのか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

ご存じのように平成31年度税制改正により、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環境税および森林環境譲与税が創設されたところであります。

森林環境譲与税の市町村等への配分基準につきましては、法令で定められており、譲与税総額の割り振りは芦澤議員がご質問の中でおっしゃったとおりでございます。

芦澤議員がご指摘されるように、人口での配分が30%であることから、小規模市町村と大都市への配分との偏りが大きいことは承知しております。本町といたしましては現在、事業実施に向けて準備を進めているところですが、よりよい事業効果を得るために必要経費を確保できるよう今後、関係市町村と連携を取り、町村会や県を通じて国へ働きかけてまいりたいと考えております。

私は森林環境譲与税制度につきましては、今年度から施行される国の政策でありますので、今後実施事業の検証を重ねていくことにより、本来の目的である間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用促進等の関係事業費に見合った市町村への配分がされることが望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

今、町長のおっしゃったとおりだと思います。今後、この森林環境譲与税がどのように配分されるかにつきましては、本町だけでなく、いろんなところから声があがってくると思いますので、ぜひとも配分についての問題点を指摘していただきたいと思っております。

次に山梨県林業改良普及協会という団体が発行している「林業やまなし」という、業界紙でも言うべきものがあります。これは私が産業課の窓口からもらってきたものですが、この中で山梨県森林協会会長である早川町長の辻さんが「森林環境税および森林環境譲与税創設に寄せて」という文章を寄稿しております。

辻さんによりますと、私たちにとって言わば悲願とも言うべき森林環境税および森林環境譲与税が本年度税制改正で創設されることが決定され、新たに始められる森林管理システムに合わせ、市町村が実施する森林整備等の財源が確保されることになった。

適切な管理が行われていない森林を意欲と能力ある林業経営者や市町村に委ね、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図るために森林管理経営法が施行された。これによって、森林環境税が地域経済の活性化に寄与し、間伐が手遅れになっている山林の解消や伐採後の再造林の促進で土砂災害等の発生リスクが低減し、住民の安全・安心に寄与するといったメリットが期待されると述べていらっしゃいます。

市町村内に意欲と能力ある林業経営者が少ない場合は、町が森林の経営管理を行うことで林業の経営管理を確保し、林業の成長産業化と適正管理の両立を図るということになっておりますけれども、本町には意欲と能力ある林業経営者に該当する林業経営者は何人、または何社であるとお考えでしょうか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

本町には林業経営体が5社あり、林業経営者は5人と把握しております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ということは、逆に言うと町が今後、経営管理を実施しなければならない森林面積が相当増えるのではないかなと思います。森林環境譲与税試算というのを先ほど係のほうからいただきました。これによりますと、林業就業者は山梨県全体でも932名ということで大変少ない。一方で私有林の人工林面積は7万7,479ヘクタールですね。7万7,479ヘクタールを932人の林業就業者で管理するのは、もうまったく無理な話で、非常に市町村の責任が重くなるという、今度の制度でございます。

そういう中で今後、意欲と能力ある林業経営者というものを育てたり、あるいは林業就業者を増やしていったり、そういうことが求められてきておりますが、この点については今後、町のほうでよく検討していただきたいと思います。

本町では、本年度の森林環境譲与税1,167万円のうち491万円を森林所有者意向調査準備業務に充て、残りの676万円は森林環境譲与税基金条例に基づいて積み立てることに

なっております。

森林管理法によると、森林所有者の森林管理の責務を明確化する。森林所有者自らが森林管理できない場合は、その森林を市町村に委ねることとする。経済ベースにのる森林については、意欲と能力ある林業経営者に経営を再委託する。経営ベースにのらない森林については、市町村が公的に管理を行うというふうに定められております。

町は森林を集積、集約するとともに間伐、造林、育林までの作業に責任を持たない森林所有者の経営管理を代わって行うことで森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と適正管理の両立を図るといったことが求められております。

町は森林所有者意向調査の結果を待って森林経営に関する施策を進めることになるのか、あるいはそれとは別に町としてこの制度に対する対応を考えておられるのか。今後、町は森林経営管理法が定めているとおりの業務が進められるというふうに考えておられるのか、この点についてお聞きします。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

今年3月に成立した森林環境税および森林環境譲与税に関する法律では、森林環境譲与税を活用し、森林整備を進めることが大きな柱の1つとなっております。

まず、町全体の森林情報を把握するため森林簿・林地台帳に過去の施業履歴を入力した資料を作成し、対象森林を抽出する作業を行い、町全体の計画を作成することとなります。

次に所有者に対し意向調査を行い、森林経営管理の可否を聴取し、森林経営が可能な場合は経営管理権集積計画を定めて事業を進めますが、町に経営管理を委ね、経営管理を実行できない森林については、町が経営管理の委託を受け管理を実施することとなります。

森林経営管理法によりますと、町は区域内の森林について経営管理が行われるよう努めることとなっております。法の趣旨にある森林整備が進められることを優先し、町はできるだけ森林所有者に対して森林管理が行われるよう働きかけ、意欲と能力がある林業経営者との連携を構築して森林整備が促進されること、地域の実情も踏まえ森林整備計画を立てることが必要と考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

先ほど申し上げた森林所有者意向調査準備業務ということで、今年度の森林環境譲与税のうちの491万円が使われるわけですけども、この調査準備業務というのは調査ではなく、この調査の準備段階の予算ということなんでしょうか。その点はいかがですか。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

そのとおりでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

そうしますと、この準備が終わったあとで意向調査をするということになると、だいぶ時間がかかりそうな気がしますけれども、この調査まではどのくらいの時間を考えているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

約3年ぐらいかかると推測できます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

3年間で調査が終わって、そのあと森林経営管理の可否を決めて、町がどれだけのものを引き受けるかというふうな形になるのでは、ちょっと時間がかかり過ぎのような気がしますし、実際現在、森林の経営が非常に停滞しているというか、実際にはもう本当に差し迫った問題であるというふうに私は考えておりますので、できるだけ早くこの調査を進めていただきたいと考えております。

次に国は森林環境税の創設と森林経営管理法の施行ということで、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を進めるということになっておりますけれども、実際は従来のように森林を保全することから、主伐というふうに呼ばれる森林全体の伐採を進めて、木材の大量生産に転換しようとしているわけです。これは林業政策の大転換というふうの一部で言われておりますけれども、ある研究者によりますと樹木の樹齢50年から60年というのは、まだ若木であると。成長力があり、水源涵養機能や土壌の有機物量なども多く、森林の公益的機能のどれをとってもピークではなく、まだまだ伸びる時期であり、むしろ樹齢100年を超えるような樹木でも成長力が高いというふうな結果が出ております。

今の国の政策に従って、樹齢50年から60年ぐらいの樹木をすべて伐採してしまうと森林が持っている本来の水資源の涵養、光合成による地球温暖化防止作用、土砂災害の防止による国土保全などの森林の大切な機能を失ってしまうこととなります。

森林所有者の多くが主伐という全体の伐採を嫌うのは、経営意欲がないからではなく、長年育ててきた自分の森がなくなってしまう。木材価格が低くて利益がほとんど出ない。そういう理由からで、伐期がきたからすべての木を切ってしまうという国の発想は所有者の気持ちを無視していますし、経済原則にも反しているということになると思います。

国が林業政策の大転換として森林保全から一転して木材の大量生産をとというのは正しい考えなのかどうか、主伐によって森林をなくしてしまうと直ちに植林を行っても森林は何十年も回復しないこととなります。このような国の林業政策の変更について、町には事前に十分な説明がなされていたことと思いますけれども、この事業を進めるためには林業専門の職員を配置することも必要であると思いますし、これについて町としてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

これまで国、県の説明が幾度となく開催され、報道でも周知されてきたところです。森林環境税は令和6年度から住民から1千円の負担を求めるものですが、5年後の導入までの財源は国が借り入れて対応し、今年度から私有林人工林面積、林業就業者数、人口により算定され森林環境譲与税として町に譲与されるものです。

今年度は町内における森林の間伐ならびに人材育成、担い手の確保、木材利用の促進および普及啓発等の森林整備、ならびにその促進に必要な費用に充てるため、基金に積み立てを行うほか森林情報を整理、リスト化し、意向調査の対象森林を抽出する準備業務を行う予定です。

今後、森林所有者からの意向調査を実施し、森林経営管理制度を進めていく上で、県から助言、情報の提供等を得ながら、森林・林業行政の体制支援を図るとともに必要に応じて森林・林業の知識や経験を有する者、あるいは技術者が所属する法人等に事務を委託する地域林政アドバイザー制度の活用を検討も考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

できるだけ早く、専門的な知識を持った職員を産業課に配置していただくように希望します。

県が2015年に県政モニターや市町村、それから森林組合などを対象に行った森林環境譲与税の活用についてのアンケート、これはもともと県が500円の森林環境税を集めていた、この活用についてということで取ったものであると思いますけども、荒廃した森林の整備、里山林の再生ということがこのアンケートの上位を占めております。

本町の多くの森林はもちろん、里山林も荒廃しています。里山林の荒廃でイノシシ、シカ、サルに住む山と人間が利用する里山との境界がはっきり分かれていないので、今のように鳥獣による被害が防げないのではないかと思います。

イノシシ、シカ、サルなどの動物の生活圏と人間の里山との境にいろんな果実のなる木を、桃とか栗とか柿、あるいはイチジク、ザクロなどの果実のなる木を植えて緩衝帯を設けるといいうことも必要ではないかと思います。

鳥獣害が防止できれば、あけぼの大豆の圃場拡張などにも役に立つのではないかと考えています。緩衝帯を設けるといいう方法も含めて、里山林の整備をすることは森林環境譲与税を使っていることができる重要な施策であると考えますがいかがでしょうか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

里山林とは居住地域に広がり、薪や炭に使う木材の伐採、落ち葉の採取等を通じて維持管理されてきた森林であり、現在は過疎化、高齢化による担い手不足、不在地主の増加により管理主体が不明確な里山林が増加している状況です。

県では平成24年度により導入されている森林環境税を財源として、荒廃した里山林を再生させるため、不用木や侵入竹の除去などの事業を展開しております。

町でもあけぼの大豆の圃場をはじめとした農地の保全や鳥獣被害の防止の観点からも里山林の再生は有効な施策と考えられますので、森林環境譲与税による事業実施も検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

里山林の再生ということと、先ほどちょっと言いましたあけぼの大豆の圃場の保護と言いますか、こういうことについてやはり早めに進めていく必要がある。そのためには元気な老人に集まってもらってやっていく。あけぼの大豆の振興協議会の皆さんと懇談会をもったときに、手打沢でしたか、組合がありますよね、そこでは老人ばかりというところですけども、私、自分も老人なので、失礼ですけども、大勢の元気な老人が集まっているいろんなことを進めているという話を聞きました。今後、その里山林の再生ということを目途に、そういう元気老人に集まっていただいて、いろんなことをやっていくということも必要ではないかと思えます。

私たちは、子どものころは山の中に遊びに行くか、あるいは川で遊ぶかという、そういうふうな生活をしてきましたので、里山林がきちんとしていて、例えば孫たちがそこで何かいろんなことをして遊ぶとかということができればいいなというふうに考えておりますので、ぜひともこの里山林の再生をできるだけ早く、一日も早くやっていただきたいと思えます。

次に私たち議員は、7月10日に下山工業団地で懇談会を行いました。5月に本格的に稼働した合板製造のキーテックをはじめホンダの自動車部品を製造しているメッツ、コダックの子会社である山梨R P Bなどの工場長、副工場長の皆さんと懇談し、町に対する要望事項などをお聞きしてきました。

キーテックでは使用する木材はカラマツ、赤松、シラベなどであることを視察の中で聞いておりましたので、何人かの町民から大きくなったスギ、ヒノキを使ってもらえないかという問い合わせがあったことを伝えました。

町民の皆さんから見れば、本町に大変先進的な合板製造を行う会社が誘致できて、町内には伐期が訪れているスギ、ヒノキ等の森林があるわけですから、それを使ってほしいという考えも理解できます。

工場を案内してもらった中で、スギ、ヒノキは使わないんですかというふうに聞いたところ、その答えは当然のことながら値段が高いものは基本的に使えませんということでした。

せっかく優良企業が誘致できたのだからなんとかならないかと思えますけども、町ではどのようにお考えでしょうか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

お答えします。

質問のあったスギ、ヒノキの受け入れにつきましては、確認したところスギ、ヒノキの受け入れはできますと回答をいただきました。また、キーテックに限らず町で切り出された間伐材

の活用を図るため、都市部への町産材の利用につながることを目標に東京都港区で試行しているみなと森と水ネットワーク会議に入会し、港区に木材製品を供給できる自治体として協定締結の準備を進めているところです。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

この港区のみなと森と水ネットワーク会議というのに入会するというので、準備をされているわけですが、今後たぶん、森林環境譲与税でいろんな都市部の東京都内の区とか、あるいは都市でこういうふうな同じような事業が始まっていくのではないかなと思います。どこが一番いいのかということもありますし、このみなと森と水ネットワーク会議という港区の事業に参画していくということも大変重要なことではないかなと思います。

産業課長からキーテックへの木材販売について、3つほどアドバイスをいただいております。森林組合に委託する方法、森林所有者が自ら山を伐採し市場へ出荷する方法、民間事業者による立木の状態で売却する方法ということで、ありますよというふうにアドバイスをいただいております。これを町民の皆さんにぜひ周知していただきたいということをお願いしておきます。

わが国の森林は、アジア太平洋戦争の敗戦後に住宅建築用の木材が需要に追いつかないということで、最近に至るまで輸入材に頼ってまいりました。現在でも輸入材を使うことのほうが多いのではないかなと思いますけども、一方で、この木材不足を補おうということで破綻した山梨県森林公社とか、町とかで各地方自治体が分収造林制度などでスギ、ヒノキ等の植林・育林を行ってまいりました。

戦後も70年を経て、現在では木材として利用できるような樹木に育ってきていると思います。しかし、今、木材の価格が低迷しているということや林業従事者の数が激減しているということで、森林の有効活用ができないという状況に陥っております。

このたび、森林経営管理法と森林環境譲与税で実施することになっている森林整備は地球温暖化防止、災害防止、国土保全、水源涵養などのために行われるわけです。林野庁は豪雨などによる土砂災害は放置人工林が原因ではないという立場をとっておりますけども、実際には放置人工林が崩れの原因であることを隠したいので、今回の森林管理経営法という政策を打ち出したのではないかと指摘する学者もおります。

本町の富士見山林道や三石山林道などの林道がたびたび土砂崩れなどの災害に見舞われておりますけども、森林整備が十分に行われていなかったからではないのか。それともほかに原因があったと考えられるのか、この点についてお聞きします。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

過去3年間の本町の林道の災害発生状況ですが、林道三石山線が2件、林道富士見山線が4件、その他林道が1件となっております、いずれもモルタル吹付を施した法面の崩落となっております。

災害発生の原因は、森林整備の不十分によるものではなく、昨今の異常気象もさることながら林道開設から30年以上経っており、主たる原因はモルタル吹付の経年劣化であると考えて

おります。

今後もパトロールを強化し、異常箇所を発見した場合は速やかに補修工事を実施し、未然に災害を防ぎたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

経年劣化ということで、防護壁が崩れるということなんですけども、土砂崩れなんかもちろん起きないほうがいいわけですけども、いろんなことで、この三石山と富士見山という大きな林道が災害を受けるということは今後も考えられるわけで、できればその予防をなんとかしたいなというふうに思います。

実際、現場に行ってみると、すごい大きな木が道をふさいでいるとか、あるいは道の上のほうの沢が全部崩れているとかということを見てきておりますので、今後、もちろん経年劣化を防ぐためのいろんな工事も必要でしょうし、今後の問題として、林道の上部にある人工林の整備のほうも考えていっていただきたいというふうに思います。

最後に林業従事者の人手不足対策について聞きます。

県は1997年に山梨県林業労働力確保促進基本計画を策定し、国は2001年度から緑の雇用事業というものをスタートさせております。

県は2017年に山梨県林業労働力確保促進計画を改定いたしました。2010年度の林業センサスによりますと林業経営体に雇用されている労働者の3分の1が緑の雇用事業出身者であるということです。

これは全国の話だと思いますが、林業従事者を増やせない原因としては、雇用形態が一般の職場と違い、日給月給である。仕事の内容が危険・汚い・きついという3Kだけでなく給料が安い・休暇が少ない・結婚できない・ケガなどで体を壊しやすいという4つの悪条件を加えた7K職場と言われることもあるそうです。

またチェーンソーや刈払機など刃物系の道具を多用し、足場の悪い現場での伐採などの危険な作業が少ないので、毎年30人から40人が死亡しているという状況もあり、事故発生率が高いのも特徴です。

林業労働者の待遇を改善することも森林環境譲与税の使い道に含まれているはずですので、本町の林業従事者数はそれほど多くないんですが、緑の雇用事業に町として取り組んだ実績はあるのか、本町の林業労働者の増減、推移について分かる範囲でお答えください。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

緑の雇用事業は、未経験者の方でも林業事業の仕事につき林業で必要な技能を学んでもらうため、森林組合等の林業事業体への採用された人に対し、新人育成を目的とした助成制度のため、緑の雇用事業を町として取り組んだ実績はありません。

また林業就労者の増減、推移についてですが、林業従事者数は全国的に減少しており、その要因としては若年就労者の就職に対し、高齢者の離職が多いため定着率が高まらないことが考

えられます。

本町では平成25年度には約75名いましたが、平成30年度は約55名と20名の減少となっています。

今後、進めていく森林経営管理制度により林業需要が拡大することが見込まれるため、機械化や情報通信技術の導入など、林業生産の効率化と労働条件の改善などイメージアップを図り、林業従事者の定着を進めていくことが必要と考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

この林業従事者、これが一番、この森林環境税の非常に重要な部分を占めているということで、今後町として進めていく場合に、森林環境税というのは独自財源ということなので、国の方針とは一線を画して、身延町の森に本当に必要な処方箋を丁寧に立てて、長期的に実行できるものと考えて、グラウンドデザインとして原動力として使っていただきたいというふうに思います。

樹木の時間というのは人間の時間とだいぶ違う、大体、樹木の5年が人間の1年くらいに換算されるのではないかという考え方もあるようですので、樹木の時間で今後の長いスパンでの森林経営について計画を立て進めていっていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

今日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時30分

令和元年

第3回身延町議会定例会

9月5日

令和元年第3回身延町議会定例会（3日目）

令和元年9月5日
午前10時20分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 認定第1号 平成30年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第61号 身延町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第62号 身延町職員給与条例及び身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第63号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第64号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第65号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第66号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第67号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第68号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第69号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 同意第12号 身延町教育委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第13号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 同意第14号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 同意第15号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第16 同意第16号 身延町公平委員会委員の選任について
- 日程第17 発委第1号 身延町議会基本条例の制定について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町長	望月幹也	副町長	笠井祥一
教育長	保坂新一	総務課長	村野浩人
会計管理者	穂坂桂吾	企画政策課長	高野博邦
交通防災課長	千頭和康樹	財政課長	遠藤基
税務課長	小笠原正人	町民課長	望月融
福祉保健課長	熊谷司	観光課長	佐藤成人
子育て支援課長	大村隆	産業課長	内藤哲也
建設課長	望月真人	土地対策課長	伊藤天心
環境上下水道課長	水上武正	下部支所長	望月由香里
身延支所長	鈴木利規	学校教育課長	伊藤克志
施設整備課長	羽賀勝之	生涯学習課長	深沢教博

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 佐野和紀
録音係 深沢泉

開会 午前10時20分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

本日は質疑および委員会付託の日程になっております。

お手元に配布した委員会付託表のとおり、認定第1号および議案第61号から議案第69号までを各常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑は大綱のみに留めてください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 認定第1号 平成30年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で認定第1号の質疑を終わります。

日程第3 議案第61号 身延町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

ここに出てくる会計年度任用職員の定義について教えてください。どういう人たちが会計年度任用職員なのか。

○議長（柿島良行君）

田中議員、ただいまの具体的な質問につきましては、総務産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、常任委員会のほうでよろしくをお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第61号の質疑を終わります。

日程第4 議案第62号 身延町職員給与条例及び身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第62号の質疑を終わります。

日程第5 議案第63号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第63号の質疑を終わります。

日程第6 議案第64号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第64号の質疑を終わります。

日程第7 議案第65号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

今日のニュースでちょっと報道があったんですけども、保育料の無料化に関してということがあったんですけども、それについて、これ議案で上程されているんですけど、特に問題はないですか。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

お答えいたします。

私どものほうも、その件につきましては承知をしております。その内容等を精査したところ、今回の改正につきまして特に問題になるようなことはないということで判断しております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田議員、よろしいですか。

○5番議員（上田孝二君）

分かりました。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第65号の質疑を終わります。

日程第8 議案第66号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第66号の質疑を終わります。

日程第9 議案第67号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第67号の質疑を終わります。

日程第10 議案第68号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第68号の質疑を終わります。

日程第11 議案第69号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第69号の質疑を終わります。

日程第12 同意第12号 身延町教育委員会委員の任命について

日程第13 同意第13号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第14 同意第14号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第15 同意第15号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第16 同意第16号 身延町公平委員会委員の選任について

本件は人事案件のため質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって同意第12号から同意第16号までの質疑は省略します。

日程第17 発委第1号 身延町議会基本条例の制定について

本件は議会基本条例策定特別委員会提出案件のため質疑を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって発委第1号の質疑は省略します。

お諮りします。

お手元に配布した委員会付託表のとおり、認定第1号および議案第61号から議案第69号までを各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり各常任委員会に付託します。

これをもちまして、本日の議事日程は終了しました。

このあと現地調査となっていますので、よろしく願いいたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時32分

令和元年

第3回身延町議会定例会

9月13日

令和元年第3回身延町議会定例会（4日目）

令和元年9月13日
午前9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 認定第1号 平成30年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
日程第4 議案第61号 身延町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第5 議案第62号 身延町職員給与条例及び身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第63号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第64号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第65号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第66号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第67号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第3号）
日程第11 議案第68号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第12 議案第69号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第13 同意第12号 身延町教育委員会委員の任命について
日程第14 同意第13号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第15 同意第14号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第16 同意第15号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第17 同意第16号 身延町公平委員会委員の選任について
日程第18 請願第3号 教職員定数改善、少人数学級推進及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
日程第19 発委第1号 身延町議会基本条例の制定について
日程第20 委員会の閉会中の継続調査について
追加日程第1 議案第70号 身延町総合文化会館音響設備等デジタル化工事請負契約について

追加日程第2 発議第2号 教職員定数改善、少人数学級推進及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書案

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	13番	広島法明
14番	柿島良行		

3. 欠席議員は次のとおりである。

12番 川口福三

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町長	望月幹也	副町長	笠井祥一
教育長	保坂新一	総務課長	村野浩人
会計管理者	穂坂桂吾	企画政策課長	高野博邦
交通防災課副主幹	若狭秀樹	財政課長	遠藤基
税務課長	小笠原正人	町民課長	望月融
福祉保健課長	熊谷司	観光課長	佐藤成人
子育て支援課長	大村隆	産業課長	内藤哲也
建設課長	望月真人	土地対策課長	伊藤天心
環境上下水道課長	水上武正	下部支所長	望月由香里
身延支所長	鈴木利規	学校教育課長	伊藤克志
施設整備課長	羽賀勝之	生涯学習課長	深沢教博

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 佐野和紀
録音係 深沢泉

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

川口福三議員から欠席の届け出が提出されていますので報告します。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

なお、本日は請負契約1件、意見書案1件が追加案件となっています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

（1）予算決算常任委員会に付託した認定第1号および議案第67号から議案第69号について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、河井淳君。

登壇してください。

○予算決算常任委員長（河井淳君）

それでは予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果について報告をいたします。

（以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で予算決算常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で予算決算常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

河井委員長は自席にお戻りください。

引き続き、総務産業建設常任委員会に付託した議案第61号および議案第62号の委員長報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、上田孝二君。

登壇してください。

○総務産業建設常任委員長（上田孝二君）

それでは総務産業建設常任委員会に付託された審査報告をいたします。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で総務産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で総務産業建設常任委員会委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

上田委員長は自席にお戻りください。

次に教育厚生常任委員会に付託した議案第63号から議案第66号および請願第3号について、委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、野島俊博君。

登壇してください。

○教育厚生常任委員長（野島俊博君）

それでは令和元年9月11日、教育厚生常任委員会審査結果報告書を朗読いたします。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で委員長の報告が終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まずはじめに、委員会審査結果報告について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で委員会審査結果報告についての質疑を終わります。

続いて請願について委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第63号から議案第66号および請願第3号についての審査報告に対する質疑を終わります。

野島委員長は自席にお戻りください。

これから日程に従い、討論・採決を行います。

日程第3 認定第1号 平成30年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

認定第1号 平成30年度身延町一般会計歳入歳出決算について、10款教育費、通学対策事業費1億3,863万5,646円に反対をし討論いたします。

30年度決算において歳出総額85億4,300万円のうち児童生徒の送り迎えだけの通学対策事業費に1億3,800万円かかりました。この額を減らそうと過疎対策事業債を使い1億1,270万円の起債をしました。その努力は認めますが、通学だけにこれだけの経費がかかることは事実です。

身延清稜小学校2路線、下山小学校4路線、身延小学校4路線、身延中学校5路線です。いまさらですが、そもそも無理な統廃合を進めてきた結果ではないでしょうか。

身延町後期高齢者医療特別会計決算について反対討論いたします。

無年金の方や、これまで家族に扶養されていた方を含め75歳以上のすべての高齢者が保険料を支払わなければならないのが、この後期高齢者医療制度です。

30年度決算でも不納欠損や収入未済もあり、9名の高齢者が短期保険証ということです。後期高齢者が短期保険証を持って医療機関で受診しなければならない現実に胸が痛みます。高齢者いじめの後期高齢者医療制度は廃止をし、老人保健制度に戻すべきです。

身延町介護保険特別会計決算について反対討論いたします。

介護保険料が高くて払うのが大変という声がある中、平成30年度に介護保険料の値上げをしました。年金から天引きできない普通徴収の保険料の不納欠損や収入未済もあります。保険料を無理して支払っても利用料が払えなくて必要な介護サービスが受けられない。施設は何年も待たなければ入所できないという状況です。

介護保険制度は19年前、家族介護から社会で支える介護へというスローガンを掲げて導入されましたが、実際には要介護に応じてサービス内容や支給額が制限され、スタート当初から保険あって介護なしと言われてきました。

そんな中でも、町の担当や現場の皆さんは献身的に努力をしてくれています。利用者からサービスを取り上げる改革や機械的な利用制限の仕組みをやめ、利用料・保険料の負担を軽減して介護保険を必要な介護が保障される制度へ変えていくべきです。

○議長（柿島良行君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

広島法明君。

○13番議員（広島法明君）

賛成の立場で討論させていただきます。

一般会計の10款教育費の通学支援事業費の支出につきましては、もともとが安全・安心を最重視していただきたいという町民等の声を最大限努力した結果の支出でありますし、この支出内容をもとに今後について改善するところは改善していただきたいということも踏まえまして、平成30年度の一般会計の決算については賛成します。

また、身延町後期高齢者医療特別会計ならびに身延町介護保険特別会計につきましては、町独自の事業というよりも県、国の制度に基づいて身延町なりに工夫しての会計決算であります。

どの制度にも長所、短所はあろうかと思いますが、身延町なりに工夫した結果の決算内

容であると確信しておりますので、この特別会計2件につきましても賛成の立場で討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

次に反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第4 議案第61号 身延町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

議案第61号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第62号 身延町職員給与条例及び身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

議案第62号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第63号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

議案第63号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第64号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

議案第64号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第65号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

議案第65号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第66号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

議案第66号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第67号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

議案第67号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第68号 令和元年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

議案第68号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第69号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

議案第69号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 同意第12号 身延町教育委員会委員の任命について

日程第14 同意第13号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第15 同意第14号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第16 同意第15号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第17 同意第16号 身延町公平委員会委員の選任について

は人事案件のため討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第12号から同意第16号は討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

同意第12号から同意第16号の採決は、起立によって行います。

同意第12号 身延町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第12号 身延町教育委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町下田原1978番地、若林裕子氏、昭和58年5月10日生まれに同意することに決定しました。

次に同意第13号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第13号 身延町固定資産評価審査委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町久成1543番地、秋山和子氏、昭和27年4月2日生まれに同意することに決定しました。

次に同意第14号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第14号 身延町固定資産評価審査委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町三沢728番地2、高野恒徳氏、昭和28年10月8日生まれに同意することに決定しました。

次に同意第15号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第15号 身延町固定資産評価審査委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町横根中1725番地、千頭和勝彦氏、昭和29年4月17日生まれに同意することに決定しました。

次に同意第16号 身延町公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第16号 身延町公平委員会委員に山梨県南巨摩郡身延町釜額528番地、赤池一博氏、昭和24年1月1日生まれに同意することに決定しました。

日程第18 請願第3号 教職員定数改善、少人数学級推進及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから請願第3号を採決します。

お諮りします。

請願第3号に対する委員長の報告は、採択とするものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第19 発委第1号 身延町議会基本条例の制定について

本件は身延町議会基本条例策定特別委員会提出案件でありますので、討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、発委第1号は討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから発委第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第20 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員長、教育厚生常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本日、請負契約1件、意見書案1件が提出されました。

この案件を本日の日程に追加し、審議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加提出された議案を本日の日程に追加することに決定しました。

追加日程第1 議案第70号 身延町総合文化会館音響設備等デジタル化工事請負契約についてを議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長 (望月幹也君)

それでは追加議案第70号について、ご説明を申し上げます。

身延町総合文化会館音響設備等デジタル化工事請負契約についてであります。

身延町総合文化会館音響設備等デジタル化工事請負契約について、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 契約の目的 身延町総合文化会館音響設備等デジタル化工事
2. 契約の方法 一般競争入札（事後審査型による契約）
3. 契約金額 金1億9,800万円
4. 契約の相手方 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-Xビル12階
ヒビノアークス株式会社 代表取締役社長 小林瑞夫

提案理由を申し上げます。

身延町総合文化会館音響設備等デジタル化工事請負契約を締結するため、議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。

なお、議案の内容につきましては、財政課長より説明申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に議案第70号の内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

それでは議案第70号 身延町総合文化会館音響設備等デジタル化工事請負契約について内容説明をさせていただきます。

2枚目の議案第70号関係資料をご覧ください。

工事名であります、身延町総合文化会館音響設備等デジタル化工事です。

工事場所は身延町波木井407番地、身延町総合文化会館です。

予定価格は消費税を除く1億9,720万円です。

入札年月日は令和元年8月30日、入札場所は中富総合会館2階、農林研修室です。

入札参加者につきましては、記載してあります1社です。

また入札金額、入札率はそれぞれ記載してありのとおりです、ご覧ください。

落札者はヒビノアークス株式会社で、落札額は1億8千万円となり、消費税を含んだ1億9,800万円で、9月9日に仮契約を締結いたしました。

工期は、ご議決をいただければ記載のとおりとなります。

また工事概要につきましては、総合文化会館内の通信ケーブル等の幹線を新たに光ファイバーで施すとともに舞台音響設備等の工事一式を施工するものであります。

なお、備考欄におきまして、入札から仮契約に至るまでの経過を時系列で記載いたしましたので、ご確認ください。

以上、議案第70号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

次に議案第70号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

まず一般競争入札（事後審査型）とありますけども、これのご説明をお願いします。

それから、この工事中、工事の終了が来年の3月19日ということですけども、その間の総合文化会館の使用はどんなふうになるんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

芦澤議員のご質問の最初の部分の一般競争入札の事後審査型、条件付きの一般競争入札ということについての入札方法ということですので、ご説明をさせていただきます。

まず事後審査型条件付き一般競争入札と言いますと、まず最初に身延町の競争入札の参加者名簿に登載されているものを対象といたしまして、入札参加にかかる資格要件をこれは公告します。公告は身延町の掲示版、またホームページで公告をします。

公告いたしますと、その資格要件を満たすものが自由に入札に参加することができまして、入札の日に開札をし、有効な入札のうち入札価格の低いものから資格要件の審査を実施いたします。資格要件が適格である場合に落札をするという入札方法となります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

深沢生涯学習課長。

○生涯学習課長（深沢教博君）

お答えさせていただきます。

総合文化会館ホール等の利用しない日程を使いまして工事のほうを進め、3月19日までの完成を目指します。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

今回はこのヒビノアークス1社ということでしたけども、これは非常に専門的な知識や能力がないと受けられないということで、この会社になったということなのか、その点が1点。

それから使用は、総合文化会館を使用しないときに限って工事をするということですね。

以上2点。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

まず1点目の質問にお答えいたします。

この工事の公告に対する参加資格の要件をちょっとご説明させていただきます。

まず今回の、議員おっしゃるとおり特殊な能力、それから実績等を踏まえた、確実に工事をしていただく業者に工事を請け負っていただきたく、本来であれば身延町は指名競争入札が主

流であります。1億円以上の工事ということで、一般競争入札にするのか、指名競争入札にするのか、その状況を確認しました。

その中で今回の工事につきましては、私どもの指名参加に登録されている業者の中で、いわゆる1億円以上であれば10社以上の専門的な分野を持った業者を指名しなければなりません。これは一般競争にするべきだということに判断を、まず第一にしました。

その中で工事の選定につきましては、本社、それから本支店をいわゆる首都圏、1都7県の中で本社、支店を持っている業者にしてほしいということで、まず1つの条件をいたしました。

2つ目の条件といたしましては、この入札に参加する資格といたしまして、先ほどから申していますように身延町の入札参加者の名簿に登録されている方で、電気通信工事で直近の経営審査に伴う総合評価値が950点以上の業者ということにさせていただきました。

また、施工実績といたしまして過去15年間に国、または地方公共団体の発注のホールの席数が400席以上の工事実績があること、かつデジタルオーディオネットワークシステム等を含んだ同種工事で請負金額が1億円以上で元請実績があること。これを条件といたしました。

また、当然のことながらその工事にかかる配置予定技術者を要することというような条件を公告いたしまして、今回はヒビノアークスさんが申し込みをしていただいて落札に至ったということでございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

深沢生涯学習課長。

○生涯学習課長（深沢教博君）

お答えいたします。

総合文化会館につきましては、通常の開館をいたします。したがって、利用申し込みのない日程を見計らって工事のほうを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤議員、よろしいですか。

（はい。の声）

ほかに質疑はありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

実績があるということなんですけど、具体的にどのような音響施設というか、私たちが知っているようなところで、どんなところを手掛けているのかというのは分かりますか。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

ヒビノアークスさんにつきましては、現在の手持ち工事といたしますと長野県の県立武道館の舞台音響設備工事1億600万円を手持ち工事しております。また、そのほかには杉並区の施設の音響設備工事とか、あと坂東市、それから八王子市等の、現在は約8億円ぐらいの実績を持っています。すでに今、手がけているものですね。過去には当然、もっと大きいものはたくさんありますけども、いわゆる民間、それから公のところ、官民合わせまして幅広くこういっ

た舞台装置、それから舞台の音響装置を手掛けている業者ということの実績をいただいております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺議員、よろしいですか。

（はい。の声）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第70号の質疑を終わります。

これから議案第70号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 発議第2号 教職員定数改善、少人数学級推進及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書案について議題とします。

提出者の説明を求めます。

望月悟良君、登壇してください。

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

それでは発議第2号につきまして、提案をいたします。

令和元年9月13日

身延町議会議長 柿島良行殿

提出者

身延町議会議員 望月悟良

賛成者

身延町議会議員 野島俊博

身延町議会議員 渡辺文子

教職員定数改善、少人数学級推進及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書案

上記の議案を別紙のとおり、身延町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出いたします。

提案理由

子どもたちのゆたかな学びを実現するため、計画的な教職員定数の改善、少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度の堅持と国庫負担割合の見直し、及び教育条件の格差を解消するために、教育予算の拡充を図ること等の意見書を政府関係機関に対し提出する。

これがこの議案を提出する理由であります。

なお、趣旨につきましては、裏面をご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

以上で提出者の説明を終わります。

望月悟良君はその場でお待ちください。

これから発議第2号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で発議第2号の質疑を終わります。

望月悟良君は自席にお戻りください。

これから発議第2号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで、高野企画政策課長から鴨川市の台風15号の被害について報告の申し出がありましたので、これを許します。

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

貴重なお時間を頂戴して議員の皆さま、ならびに町民の皆さまが心配されている本町と姉妹都市協定を結んでいる千葉県鴨川市の台風15号による被災状況と本町の支援の対応について報告をさせていただきます。

9月8日深夜から9日未明にかけて太平洋岸から関東地方に襲来した台風15号は、近年にない強風を伴い沿岸を含む各地に甚大な被害をもたらしました。

特に千葉県においては強風のため送配電設備が重大な被害を受け、台風通過直後には千葉県内の約50万戸が停電となり、現在も20万戸が復旧しておらず住民生活は大きな影響を受け

ております。

鴨川市へは発災後から連絡を取り、昨日、午前中の時点でおよそ1万8千軒が停電しており、本今朝においても約1万5千軒がまだ停電、断水は約500戸となっている状況です。

本町として、市民生活に必要な飲料水を支援物資としてお届けすることを申し出たところ、ありがたくお受けしたいとの返事をいただきました。

町ではこれを受けまして、本今朝、交通防災課長以下職員4名体制で鴨川市へ向けて下部のミネラルウォーター1リットル15本入り50箱と風で飛ばされた屋根を覆うブルーシート200枚を積んで出発いたしました。

今後、時間を経る中で新たな被害も確認されてくることも考えられますが、当座の対応として支援物資をお送りしたところです。

鴨川市の一日も早い復旧をお祈りし、現時点での被害状況および対応についての報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

次に町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

皆さま、大変お疲れさまでございました。

令和元年身延町議会第3回定例会の閉会にあたり、一言お礼のあいさつを申し上げたいと思います。

本定例会は去る9月3日に開会をし、本日までの11日間、柿島議長のもと私どもが提案いたしました17件の議案につきまして、真摯にご審議をいただき心より感謝を申し上げます。

提案いたしましたすべての議案につきまして、ご認定・ご議決・ご同意をいただく中で無事閉会を迎えることができました。議員の皆さまのご協力に重ねて敬意と感謝を申し上げたいと思います。

ご議決をいただきました令和元年度補正予算の執行につきましては、職員ともども知恵を出し合いスピード感を持って最善を尽くしてまいりますので、引き続きご指導・ご協力を賜りたいと存じます。

なお、先ほど企画政策課長が申し上げましたとおり、千葉県では本当に大きな被害を受けております。鴨川市をはじめ被災された皆さま方に心よりお見舞いを申し上げます。

また本日、山日新聞に報道がありましたとおり宮川典子衆議院議員がご逝去されました。私も本当に何も知らなくて、今日の新聞で知りました。

宮川先生につきましては、身延町のために今まで本当に一生懸命やっていただきました。心よりご冥福をお祈りしたいと思います。

簡単ではございますけども、閉会にあたりあいさつといたします。

○議長（柿島良行君）

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期11日間、議員各位には慎重に審議をしていただき無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝を申し上げます。これも関係各位のご協力によるものと感謝申し上げます。

本日9月13日、本町が合併し15年という記念の日になります。この節目を契機とし、さらなる議会改革を進めながら議員一人ひとりの資質を高め、町民の皆さまの負託に応えるべく気持ちを新たにしたところであります。

各位におかれましては、住民福祉の向上および町政発展になお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます、これをもちまして令和元年第3回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦勞さまでございました。

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時10分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長佐野和紀が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上